

第 5 回 市区町村の支援業務のあり方に関する検討 WG	資料 6
平成 28 年 12 月 21 日	

構成員提出資料

○井上 登生座長代理提出資料	・ ・ ・ ・ ・	1
○奥山 千鶴子構成員提出資料	・ ・ ・ ・ ・	57
○奥山 眞紀子構成員提出資料	・ ・ ・ ・ ・	59
○後藤 慎司構成員提出資料	・ ・ ・ ・ ・	65

子どもたちの育ちを支援する！

「子どもが心配」 チェックシート

「子どもが心配」チェックシートは、イギリスで開発された「The Graded Care Profile (GCP) Scale」をもとに、岡山県の風土や生活習慣に合うように、平成21年3月に岡山県児童相談に係る基準等作成グループが、著作者Dr.Om Prakash Srivastavaから許可を得て開発したものです。本書の無断転載、複写（コピー）を禁じます。

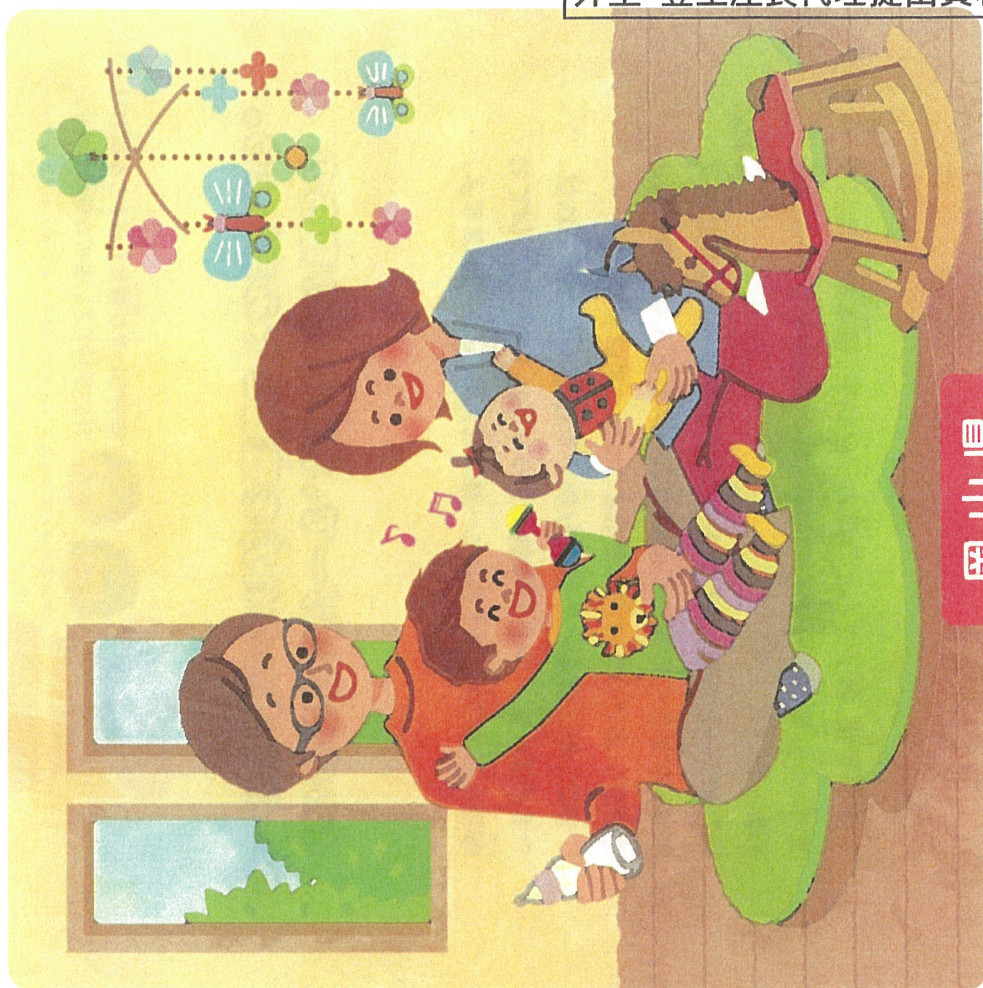
【この冊子に関するお問い合わせ先】

〒700-0807 岡山市北区南方2丁目13-1 岡山県福祉相談センター 総務企画課
TEL:086-235-4844 FAX:086-235-4156 E-mail:hukushi@pref.okayama.lg.jp

作成：「子どもが心配」チェックシートパンフレット版作成に係るワーキンググループ

平成23年3月 初版第1刷作成
平成23年8月 初版第2刷作成
平成23年9月 改定版第1刷作成
協力：真庭市 発行：岡山県

R70
岡山県
環境・生活・文化・健康・福祉



岡山県

井上 登生座長代理提出資料

「子どもが心配」 チェックシートとは

子どもに「安心して楽しい毎日を、自分らしく送ってほしい」と思うのは、お母さんお父さん、そしてみんなの願いでもあります。

子どもは自ら育つ力を持っています。必要な育ちのニーズを満たしてあげること、しっかりと育っていきます。

このシートでは、赤ちゃんから中学生までのお子さんとお母さんお父さんとの関わり合いを振り返ることで、子どもの育ちに必要なニーズの満たされ方がわかるようになっていきます。

ぜひ、これからの子育てを考えるきっかけにしてくださいね。

みんなでお子さんの
育ちを支えましょう。

子どもの育ちに
大切なポイントが
わかった。

どうすればいいのかが
わかった。

専門家に
相談するきっかけに
なった。

心配だったことが
すっきりした。



本書では、お子さんとの関わり合いを「基本的な生活」「安全・安心」「愛情」「子どもの尊厳」の4つのカテゴリにまとめました。

このシートでは、カテゴリごとに整理された質問に答えれば、お子さんの育ちに必要なニーズがどんなふうを満たされているのかを確認できるようになっています。

また、お子さんとの関わり合いで心配なことがあれば、さまざまな大人や専門機関のスタッフが子育てについてお母さんお父さん、お子さんと一緒に考えることもできますよ。

4つのカテゴリで、お子さんの育ちの
ニーズの満たされ方を確認してみましょう。



「子どもが心配」 チェックシートの使い方

ステップ1

17ページにある「一次チェック表」を開きます。

ステップ2

5ページから16ページにある質問を読んで、A～Eの中で当てはまるものを選びましょう。

ステップ3

16ページの質問まで答え終わったら、項目ごとに一次チェックを行います。
※チェックの方法は、4ページの「チェックのきまり」をご覧くださいね。

ステップ4

17ページを山折にして、20ページの「二次チェック表」と隣り合わせにしましょう。

ステップ5

17ページのチェック結果を、20ページ「二次チェック表」の一次チェック欄に転記したあと、4つのカテゴリーごとに二次チェックをします。
※チェックの方法は、下記の「チェックのきまり」をご覧くださいね。

最後に

4つのカテゴリーごとのチェック結果をもとに、19ページの「子育てひと言アドバイス」をご覧ください。になり、今後の子育ての参考にしてください。

カテゴリー	項目	一次チェック	二次チェック
基本的生活	食事	B	D
	住まい	C	A
	衣服	A	D
	清潔	D	A
	健康	A	A

▶ 20ページ「二次チェック表」

チェックのきまり

- [1] 記入したアルファベットが、すべてAかBの場合は、チェック欄にはAとBの数が多い方を記入します。※[1]
- [2] AとBの数が多い場合は、Bを記入します。※[2]
- [3] 1つでもC以下がある場合には、たとえABがあったとしても、C以下のうち、E・D・Cの優先順位でチェック欄に書き入れます。※[3]

- [1] すべてAかBの場合 [2] AとBの数が同じの場合 [3] 1つでもC以下がある場合

B	B	A	B
チェック			
B	B	A	B

B	B	A	A
チェック			
B	B	A	A

B	A	D	C
チェック			
B	A	D	C

いますか。数日分の食事についてチェック			
A	B	C	
1. 気を配ります。	2. 気を配ります。	3. 気を配るときと、そうでないときがあります。	

「B」が当てはまる場合は...

食事	Q.1	B
----	-----	---

17ページの「一次チェック表」に「B」と記入します。

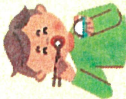
食事	Q.1	D	B	C	A	D
	Q.2					
	Q.3					
	Q.4					

▶ 17ページ「一次チェック表」



しよく

食事



えいよう

くほ

Q.1 栄養バランスや食材に気を配っていますか。

①ニニがポイント お子さんの育ちに適した栄養バランスや、食材の安全性に気を配っていますか。数日分の食事についてチェックしてみましょう。

A	B	C	D	E
しっかり気を配っています。	気を配っています。	気を配れるときと、そうでないときがあります。	あまり気を配っていません。チャレンジしてみます。	特に意識していません。

Q.2 食事の量はどうか。

①ニニがポイント お子さんにも、毎日の食事についてどう思っているか聞いてみましょう。

A	B	C	D	E
いつも十分足りています。	足りています。	「足りない」と言うことが多いです。	「足りない」と言うことが多いです。	いつも「足りない」と言います。

Q.3 育ちに合った食事をつくっていますか。

①ニニがポイント 子ども向けの味つけ、調理の工夫、盛りつけにしていますか。

A	B	C	D	E
いつもつくっています。	なるべくつくろうとしています。	ときどきつくっています。	つくっています。おどなが中心です。	食事をつくるのがほとんどありません。

Q.4 食育を実践していますか。

①ニニがポイント 「食育」とは、「健康によい食べ物を選ぶ力」「マナーよく食べる力」「自然環境や食料問題について考える力」を育む取り組みのことです。

A	B	C	D	E
しっかり考え、実践しています。	実践しています。	ときどき実践しています。	実践できていません。	関心がありません。

住まい



あんぜん

Q.5 安全に配慮していますか。

①ニニがポイント お子さんのふだんの行動を観察して、家の中の危険などを見つけてみましょう。

A	B	C	D	E
十分、配慮しています。	配慮しています。	なるべく配慮するようにしています。	危険なところはありますが、やろうと思えば改善できます。	危険なところはありますが、自分ではどうすることもできません。

Q.6 育ちや希望にそった部屋になっていますか。また、掃除は行き届いていますか。

①ニニがポイント お子さんが自分でおもちゃや本を片付けることができるよう工夫していますか。

A	B	C	D	E
なっています。掃除も大丈夫です。	十分ではありません。が工夫しています。掃除は大丈夫です。	なっていません。掃除はするようにしています。	なっていません。掃除も十分できていません。	なっていません。掃除をすることもむずかしいです。

Q.7 快適に暮らすための設備がそろっていますか。

①ニニがポイント 快適に暮らすための設備とは、お風呂、エアコン、寝具、学習机、静かに学習に取り組むことができる部屋などのことです。

A	B	C	D	E
すべてそろっています。	だいたいそろっています。	必要だと思っていますが、十分にそろえることができていません。	いくらかはそろっていますが、親の都合を優先させてしまいます。	必要なものをそろえることがむずかしいです。





衣服

Q.8 暑さ寒さに応じた服を着ていますか。

①ニニポイント お子さんが暑がりたり寒がりたりしていませんか。

A	B	C	D	E
着ています。 品質や着心地のよい ものを選んでいきます。	着ています。 品質や着心地にも 気を配っています。	着ています。	着ていないときが あります。	着ていません。

Q.9 毎日、体にあったサイズの服を着ていますか。

①ニニポイント ふだんの動作や活動にあった服を着ていますか。

A	B	C	D	E
着ています。 デザインもあわせて しています。	着ています。	だいたいあったもの を着ています。	あつていないもの を着ることが多い です。	あつたものを着て いません。

Q.10 身なりを整えていますか。

0～4歳のお子さん

①ニニポイント きちんと洗濯やアイロンがけをした服を着ることは、お子さんの自分
らしさを育むことにつながっています。

A	B	C	D	E
かならず整えてい ます。	だいたい整えてい ます。	すりきれた服を着 せることがあります が、洗濯はするよう にしています。	すりきれていたり、 多少汚れた服を着 せることがあります。	すりきれていたり、 汚れた服を着せる ことが多いです。

5歳以上のお子さん

①ニニポイント 衣服の快適さを保つための方法を身につけられるようにしていませんか。
特に就学前のお子さんのお母さんお父さんが整えてあげましょう。

A	B	C	D	E
かならず整えてい ます。	だいたい整えてい ます。	すりきれた服を着 せることがあります が、洗濯はするよう にしています。	すりきれていたり、 多少汚れた服を 着ることがあり ます。	すりきれていたり、 汚れた服を着せる ことが多いです。



清潔

Q.11 清潔さを保つ習慣が身につくようにしていますか。

0～4歳のお子さん

①ニニポイント 爪は伸びていませんか。目、耳、鼻、肌を清潔にしていますか。

A	B	C	D	E
毎日決まった時間にお風呂に入ります。身なりも整えています。	毎日決まった時間にお風呂に入ります。	毎日お風呂に入ります。日によって時間が変わることがあります。	ときどき、お風呂に入ります。	たまにしか、お風呂に入れません。

5～7歳のお子さん

①ニニポイント 自分でできることが増えていますか。

(うがい、手洗い、洗顔、鼻をかむ、髪をとくなど)

A	B	C	D	E
いつも見守り、必要なら習慣が身につくよう手伝っています。	自分でしようとすることを見守り、必要なら手伝っています。	気がつけば、手伝っています。	気がついて、なかなか手伝っていません。	見守ったり、手伝ったりはしません。

8歳以上のお子さん

①ニニポイント おとなの都合で手を出し過ぎたり、せかしたりしていませんか。

A	B	C	D	E
いつも見守り、必要なら習慣が身につくよう手伝っています。	自分でしようとすることを見守り、少し間違っても口や手を出しません。	たまに気を配っています。	子ども任せにしています。	特に気にしていません。



健康



Q.12 健康に不安があるときは、病院を受診していますか。
①ここがポイント お子さんが病気のとき、すぐに行けるかかりつけの病院はありますか。

A	B	C	D	E
しています。予防も心がけています。	しています。	子どもに何らかの症状が見られれば受診しています。	症状が悪くなれば受診します。	症状が悪くなり、大急ぎで対応する必要がある場合は受診します。

Q.13 必要な治療を受けていますか。
①ここがポイント 子どもがかかりやすい病気を知っていますか。

A	B	C	D	E
かならず受けています。都合がつかなくても何とかします。	受けています。	どうしても私たちの都合で受けられないことがあります。	3回ぐらいうすめられただけです。	すすめられなくても受けていません。受けられない理由があります。

Q.14 子どもの健康に関する情報に関心をよせていますか。
①ここがポイント 予防接種や健診を受けていますか。

A	B	C	D	E
よせています。	特別な理由がない限りよせています。	私たちの都合で十分に関心をよせられません。	積極的には関心をよせていません。	関心がありません。予防接種等も受けていません。

Q.15 専門家のアドバイスを活用していますか。
①ここがポイント この質問は、お子さんが療育などを受けているか、現在、病気にかかっている場合にチェックしてください。

A	B	C	D	E
しっかり活用しています。	特別な理由がない限り活用しています。	ときどき、活用しています。	あまり活用していません。	まったく活用していません。



お母さんお父さんが一緒のとき

Q.16 危険に気づいていますか。
①ここがポイント お子さんの目線に立って、もう一度、毎日の暮らしを確認してみましょう。

A	B	C	D	E
いつも以上に危険な点も、何が危険なのか、ほとんど気づいています。	何が危険なのか、だいたい気づいています。	登園・通学や家の周りのことなら気づいています。	あまり、知りません。	まったく、知りません。

Q.17 Q.16の危険への対策をしていますか。
 まだ、ひとりで移動できない時期のお子さん
①ここがポイント 一日のうち、お子さんから目を離す時間がどれくらいありますか。

A	B	C	D	E
いつもそばにいます。	そばを離れても、たびたび確認しています。	家の中であれば、そばを離れていても、あまり確認しません。	特に何もしていません。	特に気にしていません。

ひとりで移動できるようになった時期のお子さん
①ここがポイント 手の届くところに危ないものを置かないようにしていますか。

A	B	C	D	E
あらゆる危険を予測してしっかりと対策をしています。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。	事故が起こる危険性が高いものについては、何らかの対策をしています。	ケガをしたら対策を考えます。	特に何もしていません。

幼稚園～小学校低学年のお子さん

①ここがポイント 危ないことについて、お子さんが理解できる方法で伝えていきますか。

A	B	C	D	E
あらゆる危険を予測して、屋内外でしっかりと対策をしています。	危険が予測される場所では、しっかりと対策をしています。	あきらかな危険があれば対応をします。	特に何もしていません。ケガをしたら対応をします。	ケガをしたら子どもをしっかりとケアします。

A	B	C	D	E
ことばや態度で表す前でも、よりそっています。	特別な理由がないかぎり、よりそっています。	時間に余裕があるか、子どもがぐらそつにしていたら、よりそいます。	子どもがぐらそつを訴えてきたら、よりそいます。	ケガをする、事故にあうなどしたら、よりそいます。



Q.23 お子さんとのやりとりはどうですか。

①ニこがポイント 優しさやあなたが育まれるやりとりを心がけていますか。

A	B	C	D	E
子どもの気持ちに満たされるように物心ともに十分できています。	子どもの気持ちに満たされることがあります。	余裕があれば子どもの気持ちが満たされるようにしています。	単調で機械的なやりとりになってしまっています。	やりとりをすることが好きではありません。

お子さんとの関係

Q.24 意見交流をしていますか。

①ニこがポイント 意見(想いや希望)を交流しながらお互いに高めあっていますか。

A	B	C	D	E
積極的にしています。私たちの意見が伝わることを大切にしています。	しています。対立した場合でも、子どもの意見を大切にしています。	しています。子どもから意見を伝えることが多いですが、態度が悪ければ大切にしません。	子どもが一方的に意見を伝え、私たちはめったに意見を伝えません。	子どもから意見を伝えてくることはありません。

Q.25 関係の質はどうですか。

①ニこがポイント お子さんが満足することに喜びを感じていますか。

A	B	C	D	E
子どもが楽しめるような関係をいつも持っています。私たちも楽しんでいます。	子どもも私たちも楽しめる関係をたまに持つています。	子どもの方が関わりを楽しんでいます。	関わりを求められたい、仕方なく相手をするか、知らず知らずのうちに嫌われます。	関わりを求められたい、嫌いな関係になります。



おなじ目線から見た働きかけ

Q.26 自分らしさが育まれるよう必要な働きかけをしていますか。

0～1歳のお子さん

①ニこがポイント 目を見てほほえんだり、語りかけたりしていますか。

A	B	C	D	E
しっかりとできるように心がけています。絵本やおもちゃなど、少ないですが、そろそろ覚えていきます。	心がけています。絵本やおもちゃは少ないですが、そろそろ覚えていきます。	十分ではありませんが、心がけています。私たちの都合を優先しがちです。	あまり心がけていません。子どもが求めてくれば応じます。子どもが求めてきたら怒ってしまうことがあります。	特に心がけていません。子どもが求めてきたら怒ってしまうことがあります。

2～4歳のお子さん

Q.26-1 ①ニこがポイント 笑顔に笑顔で応えたり、一緒に遊んだりしていますか。

A	B	C	D	E
しっかりとつよつよに心がけています。	もつよつよに心がけています。	十分ではありませんが、心がけています。	時間に余裕があっても、あまりできません。	まったくできません。

Q.26-2 ①ニこがポイント 安全で楽しみながら学べるおもちゃや道具を用意していますか。

A	B	C	D	E
しっかりと用意しています。	必要なものは用意します。家計のやりくりまではしません。	必要なものは用意します。家計のやりくりまではしません。	必要なものでも、全部用意できません。	もったりしないかぎり、まったく用意できません。

Q.26-3 ①ニこがポイント お子さんの世界が広がるようにしていますか。

A	B	C	D	E
近い遠いにかかわらず、子どもが楽しめる場所へよく出かけます。	公園などの近くで子どもが楽しめる場所へよく出かけます。	子どもも遊べる場所へ出かけます。	近くで子どもだけで遊んでいます。外出は買い物につれていくぐらいです。	親子で出かけることはありません。

お祝い	A	B	C	D	E
(即席で、シリアルペーパーには、おすこさんのぬいものに長く残ります。)	矢がさず、盛大に しています。	矢がさずにてい ます。	季節のお祝いはし ていますが、子ど ものお祝いはしな いことが多いです。	季節のお祝いだけ しています。	しています。

Q.26-1 ①ミサボヤト お子さんの教育に関心をよせていますか。

教 育	A	B	C	D	E
とても関心があります。 親戚でもしつかりとサポートしていただきます。	とても関心があります。 親戚がつけば、強合がサポートしていただきます。	とても関心があります。 親戚がサポートすることはほとんどありません。	あまり関心がありません。 学校に任せています。	あまり関心がありません。 家庭でサポートします。	関心がありません。

A	B	C	D	E
積極的にしています。	できるかぎりして います。	おまわりの 子どもは参加して います。	できません。 子どもは参加して いません。	できません。 子どもも参加して いません。

友だち	A	B	C	D	E
との交流	相親にのっています。	相親にのっています。	親のことを知って	【いじられてる】	関心がありません。
	友だちから話を聞		いる友だちのこと	など、人から聞	
	くても大丈夫です。		なら、相親につて	けば、相親のり	
			います。	ます。	

A	B	C	D	E
必要なものは提供しています。	できるかぎり提供しています。	十分ではありません。	提供できていません。	提供していません。

💡ポイント💡
どんなささいなことでも、伝えることは、お子さんが自信を育むことにつながりますよ。

A	ひとめめてしっかりと伝えています。
B	ひとめめて伝えています。
C	ひとめめていますが、他の人から教えられる伝ええます。
D	ひとめめていますが、ほとんど伝えていません。
E	ひとめめることもできません。

Q.28 わかりやすく伝えたいですか。

A	B	C	D	E
いつも伝えています。	たいいてい伝えています。	伝えています。	気分によって大きな声でいいます。	おどす、バカにする、たたくなどしてしまいます。

お子さんのプライドが傷ついたとき

お子さんが失敗したとき、自分らしさを失わないようにサポートしています。

しっかりと受け止
め、支えています。

いったん、心が動き
ますが、受け止め、
支えています。

いらだちてしまい
ますが、受け止め、
支えています。

拒否してしまい
ます。

拒否する、けなす
などしてしまい
ます。

日付
チェックを行った
日付を記入しておく
育ちの変化がわかるよ。

食	Q.1	Q.2	Q.3
事			

母さんお父さんが
だいじよき

Q.4

Q.21

住まい

Q.5

Q.22

Q.6			
Q.7			

子さんの

衣服

...

Q.8			
Q.9			

なじみ路線から見れば

Q.10

Q.26、26-1

Q.11

Q.26-3

靈應 Q.12

上海中華書局發行

Q.13	
Q.14	

Q.21

Q.15

[illegible]

Q.16			
------	--	--	--

お子さんの

Q.17				
Q.18				

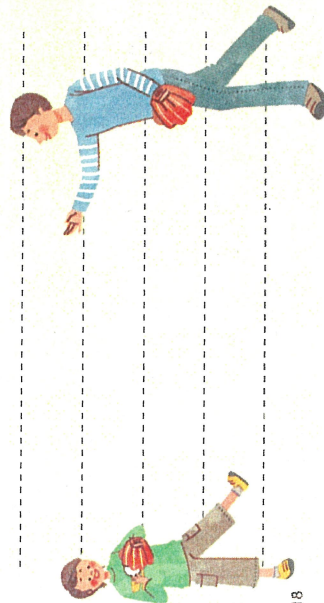
Q.29

子育てひと言アドバイス

お子さんにとって必要なニーズの満たされ方はどうでしたか？
定期的にチェックすることで、お母さんお父さんの子育ての
変化もわかりますよ。

二次チェック結果		子育てひと言アドバイス	
基本的な生活	A	👤	お子さんの育ちを最優先にしていますね。
	B	👤	このままでも大丈夫ですよ。
	C	👤	できている部分とそうでない部分を書いてみましょう。
	D	👤	チェックした内容を誰かと振り返ってみましょう。
	E	👤	助けが必要です。お子さんのために相談してください。
安全・安心	A	👤	お子さんの安全対策がしっかりできていますね。
	B	👤	このままでも大丈夫ですよ。
	C	👤	小さな危険がたくさんあるので注意しましょう。
	D	👤	危険と隣り合わせです。誰かと対策を考えましょう。
	E	👤	助けが必要です。お子さんのために相談してください。
愛情	A	👤	お子さんは安心して暮らせていますね。
	B	👤	このままでも大丈夫ですよ。
	C	👤	この機会にお子さんとの関係を振り返ってみましょう。
	D	👤	お子さんとの関係について誰かに話してみましょう。
	E	👤	助けが必要です。お子さんのために相談してください。
子どもの尊厳	A	👤	お子さんが自分らしさを育めていますよ。
	B	👤	このままでも大丈夫ですよ。
	C	👤	お子さんが持っている願いや想いも聞いてくださいね。
	D	👤	チェックした内容を誰かと振り返ってみましょう。
	E	👤	助けが必要です。お子さんのために相談してください。

お子さんのことが心配だと思ったら、まず、家族で話し合いましょう。
もちろん、お子さんに身近な保育士さんや先生、お医者さんや保健師さんに
相談してもOKですよ。でも、とっても心配だったら、お子さんのために、
お近くの相談窓口へ相談してみましょう。



二次チェック表

カテゴリー	項目	（実施日）年 月 日			（実施日）年 月 日			（実施日）年 月 日		
		年齢	性別	二次 チェック	年齢	性別	二次 チェック	年齢	性別	二次 チェック
基本的生活	食事									
	住まい									
	衣服									
	清潔									
	健康									
安全・安心	お母さんお父さんが一緒にいるとき									
	お母さんお父さんがいないとき									
	お母さんお父さん									
愛情	お子さんとの関係									
	おなじ目線から見ただけ									
子どもの尊厳	みとめてほめる									
	みとめられないことをしたとき									
	お子さんのプライドが傷ついたとき									



「子どもが心配」

チェックシート（岡山版）

〔平成22年度改訂〕



岡山県

目次

『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』について	- 1 -
(1) はじめに	- 1 -
(2) 児童相談に係る基準等作成グループ	- 1 -
(3) 検証から明らかになったもの	- 1 -
(4) ネットワークへの支援	- 2 -
(5) 平成22年度改訂版作成にあたって	- 2 -
(6) 今後の課題	- 3 -
1. 地域での支援の重要性	- 4 -
(1) 地域での支援の重要性	- 4 -
(2) 市町村の役割	- 4 -
(3) 一貫した支援を行うために	- 4 -
2. 子どもの最善の利益	- 5 -
(1) “子どもの最善の利益”とは	- 5 -
(2) “子どもの最善の利益”を確保するために	- 5 -
(3) “子どもの最善の利益”と児童相談所	- 6 -
3. 子どもと親	- 7 -
(1) 子ども	- 7 -
(2) 親	- 8 -
4. 支援を一緒に創る	- 9 -
(1) 「アセスメント」とは	- 9 -
(2) 「強さ」と「困難」	- 10 -
(3) ペースの確認	- 10 -
(4) 目的を明確にする	- 10 -
(5) 情報の収集	- 11 -
(6) 子どもと親の参加	- 12 -
(7) 支援機関の協働	- 12 -
5. 『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』	- 13 -
(1) 『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』とは	- 13 -
(2) 『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』の目的	- 14 -
(3) アセスメントの概念	- 14 -
(4) 各側面を構成する要素	- 15 -

子どもの育ちのニーズ	- 16 -
健康	- 16 -
教育	- 16 -
情緒・行動の発達	- 16 -
自分についての自覚	- 16 -
家族・社会との関係	- 16 -
文化・社会的自己表現	- 17 -
自分で生きる知恵と技術	- 17 -
親の養育力	- 18 -
基本的な養育	- 18 -
安全確保	- 18 -
情緒的な温もり	- 18 -
刺激	- 18 -
指導としつけ	- 19 -
安定性	- 19 -
家族と環境要因	- 20 -
家族史と家族機能	- 20 -
親族	- 20 -
住居	- 20 -
就業	- 20 -
収入	- 20 -
社会との関わり	- 21 -
地域の人材や社会資源	- 21 -
(5) 「親の養育力」を客観的に判断するために	- 22 -
6. 参考文献	- 23 -

【資料】「子どもが心配」チェックシート(岡山版)	24
DR.OM PRAKASH SRIVASTAVA からの手紙(翻訳)	26
I 『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』とは	27
II 『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』の考え方	29
III チェックするカテゴリー、項目及び細事項	29
IV 「支援を必要としている子ども」という考え	31
1 親の養育力が心配なカテゴリーへの支援	31
2 要支援モデルと、必要となる支援の目安	31
「子どもが心配」チェックシート(岡山版)使い方	33
I 「子どもが心配」チェックシート(岡山版)とは	33
1 はじめに	33
2 子どもを中心としたアセスメント	33
3 「カテゴリー」とは	33
4 信頼性と妥当性について	34
5 「強さ」と「困難」	34
II チェックシートの記入方法について	35
1 チェックシートの構成	35
2 記入の手順	35
3 評価を出す方法	37
4 記入にあたっての注意事項	38
IV 項目別チェックポイント	39
1 基本的な生活	39
2 安全・安心	42
3 愛情	44
4 子どもの尊厳	46
V 「子どもが心配」チェックシート 記入上の着眼点	49
1 基本的な生活	49
2 安全・安心	54
3 愛情	58
4 子どもの尊厳	60
VI 「子どもが心配」チェックシート	65
VII 「子どもが心配」チェックシート 児童票	66

『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』について

(1) はじめに

平成19年1月に倉敷市において男の子が亡くなるという事故が発生しました。岡山県では、事故の検証を行うために岡山県子ども虐待防止専門本部に委員会(以下「委員会」という。)を設置しました。その委員会から、同年の6月4日に報告書が提出されました。そして同じ日に開催された子ども虐待防止専門本部会議において、虐待を受けている子どもへの支援及びその親への支援の充実等に関して、いくつかのことを合意しました。その1つが市町村の虐待防止体制を強化するための市町村ガイドラインの作成です。

平成19年度には、すでにみなさまに活用していただいている市町村と児童相談所の実務的な連携の方法を紹介した『市町村子ども虐待対応ガイドライン-子どもたちの最善の利益のために-』を刊行しました。

そして、平成20年度に、子どもと親やその家族と、子どもの支援に携わるすべての人たち(以下「子どもの支援者」という。)が使えることを目的としたアセスメントツールであるこの『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』(以下「チェックシート」という。)を開発しました。

(2) 児童相談に係る基準等作成グループ

岡山県子ども虐待防止専門本部会議での合意を受けて、児童相談に係る基準等の作成に関する検討を行うために、その本部会議の下に「児童相談に係る基準等作成グループ」が、平成19年8月1日に設置されました。

児童相談に係る基準等作成グループでは、合意した内容を実現するために、外部の有識者の力も借りながら研究や議論を重ねてきました。

このチェックシートや、前述した『市町村子ども虐待対応ガイドライン-子どもたちの最善の利益のために-』、そして、平成22年3月に作成した『子どものニーズを満たす親への支援-基本的な考え方とソーシャルワークの重要性-』は、児童相談に係る基準等作成グループの検討結果をまとめたものでもあります。

(3) 検証から明らかになったもの

委員会で行われた検証から、「児童相談所や市町村などで子どもと親やその家族を支援する担当者は、心理的虐待やネグレクトが考えられる場合でも、子どもへの影響を十分認識したうえで、親の支援課題ではなく、子どものニーズを的確に把握して、子どもを中心とした支援を組み立てることが重要であること」が明らかになりました。

心理的虐待やネグレクトは、状況が比較的容易に目で見えて確認できる身体的な虐待に比べて、その実態を外からは把握しにくいものの、子どもの育ちにとつて深刻なダメージを与えるものである点には変わりがないばかりか、その影響は長期に及び、顕在化したときには極めて重篤な局面に至ってしまっている場合もあるからです。

（４）ネグレクトへの支援

平成21年度に岡山県・岡山市の児童相談所が対応した子ども虐待の相談件数が1,021件でした。そのうち658件がネグレクトの相談です。

これは全体の約65%にあたります。ネグレクトの相談対応件数は、年々増加する傾向にあります。市町村が対応している子どもについても同様にネグレクトの相談が多いのではないのでしょうか。

そこで当グループでは、市町村ガイドラインを作成するにあたり、ネグレクトの状況下にある子どもを支援するためにイギリスで使用されているアセスメントツールである「The Graded Care Profile (GCP) Scale」を、イギリスの指標をベースにしながらも、日本の風土や生活習慣に適合させた『子どもが心配』チェックシート（岡山版）』として開発し、著作者（Dr.OmPrakash Srivastava）から使用許可を得ました。

このチェックシートの特徴は、支援を受ける子どもと親やその家族と、子どもの支援者が協働してアセスメントを行うことができることです。そして、今現在、子どもが置かれている状況が目で見えて分り、具体的な目標を定めて支援を組み立てることができることです。

（５）平成22年度改訂版作成にあたって

平成20年度にチェックシートを作成した後、平成21年度は、岡山県中央児童相談所と岡山県福祉相談センター（中央児童相談所・女性相談所・身体知的障害者更生相談所）総務企画課が中心となり、普及啓発に努めてきました（研修講演など開催/参加17回）。

また、高梁市子ども課、真庭市子育て健康推進課の協力を得ながら、実際の相談に使用した際の使用感などのヒアリングを行いました。

さらに、富山県、三重県、札幌市、横浜市、富良野市などの関係機関の方から使用について問い合わせをいただきました。

そのような活動を行う中で、いくつかの要望が挙がりました。例えば、チェックシートの表現です。現在のチェックシートの表現は子どもと親やその家族と子どもの支援者が協働して取り組むには、厳しい表現があるので修正してほしいという内容でした。

また、チェックシートを導入するタイミングや説明に苦慮しているの工夫してほしいという要望も挙がりました。それは、現在のチェックシートが「子ども虐待」という「特別な支援ニーズを持つ子どもやその親」が使うものというニュアンスが全面に出ており、それだけで親や家族に拒否されてしまいやすいというものでした。

そのような改善点と併せて「チェックシートは、虐待を受けている子どもだけではなく、すべての子どもを対象としており、親や家族が子育てを振り返る機会を提供できるので、ぜひ、簡易にセルフチェックできるパンフレットを作成してほしい」という新たなニーズも挙げられました。

それらの要望を受けて、平成23年1月に岡山県保健福祉部子ども未来課が事務局となり、児童相談所の若手職員を中心とした『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）パンフレット版作成ワーキンググループ』が設置されました。

そして、「子ども中心」ということを大切に、子どもと話し合いながら、親が子育てをセルフチェックできるパンフレット版を作成するとともに、そのベースとなるチェックシートの改訂にも取り組みました。それがこの『平成22年度改訂版「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』（以下「改訂版チェックシート」という。）です。

改訂のポイントには、原文のニュアンスをさらに活かす方向で、改めて全体の文章表現を修正したことです。

改訂版チェックシートは、『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）パンフレット版』と併せて使用していただくことで、親や家族を含めた子どもの支援者による支援が、より一層、子どもを中心としたものになるでしょう。

（６）今後の課題

改訂版チェックシートは、まだ完全に完成されたものではありません。

今後は『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）パンフレット版』と併せて基礎的調査を実施し、より良いものを目指していく予定です。また、携帯電話を利用して手軽に使用できるチェックシートの作成も検討しています。

そのような取り組みを行うためには、市町村の相談窓口で子どもと親やその家族の支援にあたっているみなさんの協力が不可欠です。

私たちは、これからも引き続き、依頼があれば一緒に研修を行いたいと考えていますし、市町村のみなさんと一緒にチームを組んで、子どもを中心としたより良い支援を創るための取り組みを行いたいと考えています。

ぜひ、一緒に取り組みましょう。

1. 地域での支援の重要性

- 地域で子どもの暮らしを支えているすべての大人が、支援の枠組みを共有するとともに、それぞれが担うべき役割を明確化して、子どもと親やその家族と一緒に効果的な支援を創っていくことが重要である。

(1) 地域での支援の重要性

児童福祉法の改正により、平成17年4月からは、市町村にも子ども虐待の相談窓口が設置されることになりました。現在、岡山県では県をはじめ、すべての市町村に子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）が設置されています。

子どもたちには、それぞれ地域での暮らしがあります。子どもたち一人ひとりの暮らしの安定を図り、最善の利益を確保するためには、行政機関をはじめ、教育機関、保育所、民生・児童委員、愛育委員、NPOから塾の先生やスポーツ少年団の指導者、学童保育のスタッフに至るまで、地域で暮らすを支えている子どもの支援者（子どもの支援機関）、すなわちすべての大人が、お互いに支援の枠組みを共有するとともに、それぞれが担うべき役割を明確化して、子どもと家族と一緒に効果的な支援を創っていく必要があります。

(2) 市町村の役割

市町村の役割は、みなさんの地域で暮らすすべての子どもが、安心して家族と暮らしていけるような支援を創ることです。

なぜなら、市町村には子どもとその家族にとって利用しやすい福祉・保健・教育の一連の支援がそろっており、それに加えて子どもの暮らしを支えている身近な地域の支援という「強み」があるからです。

地域のことを一番知っているのは市町村です。

(3) 一貫した支援を行うために

地域で暮らす子どもと親やその家族に対して、市町村や児童相談所などは一貫した支援を行わなければなりません。

そのためには、各機関の子どもの支援者が共通の認識を持ち、一定の方向に向かって支援をしていく必要があります。これから紹介する改訂版チェックシートは、それを助けるツールにもなります。

2. 子どもの最善の利益

- “子どもの最善の利益”とは、「子ども期を安心して過ごすこと（安全の確保）」と「その子どもが持っている可能性を発揮すること」である。

(1) “子どもの最善の利益”とは

“子どもの最善の利益”という言葉聞いて、みなさんは具体的にどのようなことを思い浮かべるでしょうか。

親にかざらず、すべての大人は、子どもの権利を擁護し、それを保護する責任を負っています。自分たちが暮らす地域の子どものこととなれば、なおさらその責任の重さを感じるのはないでしょうか。

私たちは、“子どもの最善の利益”とは、「子ども期を安心して過ごすこと（安全の確保）」と「その子どもが持っている可能性を発揮すること」だと考えています。

この概念の前半部分、つまり「子ども期を安心して過ごすこと（安全の確保）」とは、「子ども期に、いじめや虐待などの不利益を受けることなく過ごすこと」を意味しています。後半の「その子どもが持っている可能性を発揮すること」とは、「子どもが自分らしく、豊かに成長・発達していくことを認め、これを大切にすること」を意味しています。

(2) “子どもの最善の利益”を確保するために

“子どもの最善の利益”を確保するということは、市町村や児童相談所などが支援したことによって「子どもにとって良い状況をもたらす」ということです。

子どもと親やその家族の支援を行うとき、「子どもと対話する」方法をそれぞれ工夫して取り組んでいることと思います。

「子どもと対話する」ということは、「子どもの気持ちや思い、希望、意見をしっかりと聴くこと」と「(子どもの支援者である)自分の役割を伝えること」です。その方法は、子どもの発達状況にあったものを工夫する必要があります（例えば、「子どもの言葉、表情、しぐさなどから思いを受け止める」「絵を描くなど様々な道具を用いる」など）。

特に家族と離れて暮らしている状態にある子どもたちについては、“子どもの最善の利益”を確保するためのより手厚い支援が必要です。そのことについては『子どものニーズを満たす親への支援～基本的な考え方とソーシャルワークの重要性～』で詳しく説明していますので参考にしてください。

(3) “子どもの最善の利益”と児童相談所

児童相談所は、本来、子どもと親やその家族に対して福祉的な援助活動を行う機関であり、「その子どもたちの身体的、情緒的、知的健康と発達とを促進させること」が役割です。

しかし、法的な権限を有する児童相談所は、今後、より一層、裁判所や警察との連携を充実させながら、困難で深刻な状況に至ってしまった子どもを保護し、家族に介入する役割を担っていくことになると思われます。

そのため、これからは、子どもと親やその家族に身近な行政機関である市町村や地域の支援がより重要になってきます。

市町村は、児童相談所を兼ねているわけではありません。子どもの暮らしを支えている身近な地域の支援という市町村の「強み」を活かし、既存の枠にとらわれない子どもを中心とした福祉的な援助活動を創り、展開していくことが望まれます。

3. 子どもと親

○ 子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)

第9条

1 締約国は、児童がその父母の意思に反してその父母から分離されないことを確保する。ただし、権限のある当局が司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従いその分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合は、この限りでない。このような決定は、父母が児童を虐待し若しくは放置する場合又は父母が別居しており児童の居住地を決定しなければならぬ場合のような特定の場

合において必要となることがある。

2 すべての関係当事者は、1の規定に基づきいかなる手続においても、その手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会を有する。

(以下、略)

(1) 子ども

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)は、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989(平成元)年の国連総会で全会一致により採択されました。

日本は、1990(平成2)年9月、この条約に署名し、1994(平成6)年4月に批准を行っています。

この条約では、子どもの食べ物、思いやり、住居などの基本的欲求は、家族の中で実の親もしくは、それに代わる親から得られる身の安全や、一貫性と持続性のある愛情や世話によって充足されることがもっとも望ましいと考えられています。

子どもは、自らの健康や教育のニーズが満たされることを期待し、地域において価値ある一員であると感じることができる権利も有しています。

家族が子どものニーズを満たすことができず、地域の人たちや行政機関から「子どもが心配」と思われるような事態や、相談が寄せられた場合は、“子どもの最善の利益”に配慮した支援を受ける権利を有しています。

また、子どもたちは自分自身の人生に影響を及ぼす事柄の決定に際して、年齢や理解力を考慮したうえで自分たちに相談がなされ、決断を迫られるのではなく、意見が尊重される権利も有しています。

ですから、できうるかぎり、子どもは、起こってくる事柄に対して自分はある程度の影響力を持っているのだと感ずることができるよう支援をしていく必要があります。

（2）親

親は、自分の子どもの権利を擁護し、それを保護する責任を負っています。親は“子どもの最善の利益”が確保されるように努めています、やむを得ない事情で、その責任を果たすことが難しくなる場合があります。

そのような場合、相談を受けた子どもの支援者は地域にある資源を活用し、親の責任を果たすことができるように支援を創っていく必要があります。

市町村や児童相談所などにおいて支援を創っていく担当者（以下「子どもを支援する専門職」という。）は、親に対して自分たちの法的な立場や権限、活動内容、支援を提供する理由を伝えなければなりません。また、常に子どもの親と建設的な関係を保つように努力しなければなりません。

4. 支援を一緒に創る

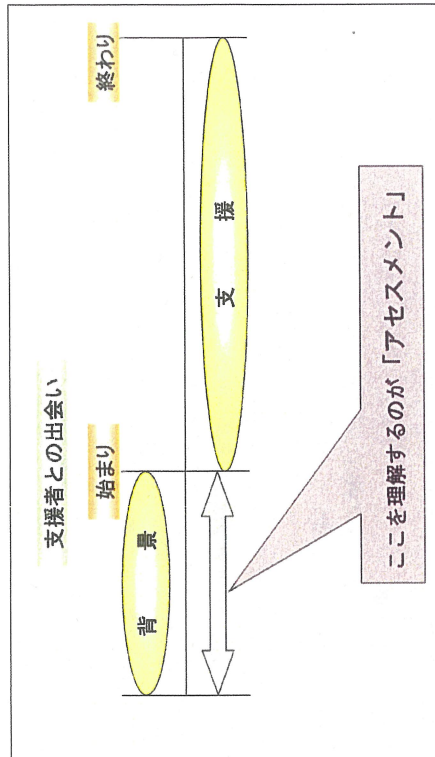
- 子どもと親やその家族を支援するうえでのアセスメントとは、「子どもと親やその家族の状態像を捉えること（理解すること）」である。

（1）「アセスメント」とは

「アセスメント」とは、子どもと親やその家族のこれからの暮らしをどのようにしていくかを見通し、必要ならばどのような支援をしていくのかを明らかにしていくための過程です。

支援を必要としている子どもと親やその家族は混乱していて、どのようにしたらよいかわからなくなっています。

子どもを支援する専門職は、支援を必要としている子どもと親やその家族から適切な情報を聴取し、それらを整理して「あなた方は今こういうことですよね。ここで困っているのですよね。」ということをわかりやすく示すことができます。



- 子どもと親やその家族の「強さ」を捉えること。

（2）「強さ」と「困難」

子どもを支援する専門職は、子どもと親やその家族の弱さや問題（以下「困難」という。）についてはよく捉えています。「強さ」は見落としがちです。特に支援を必要としている子どもと親やその家族は、劣等感を持っているかもしれません。子どもを支援する専門職が暮らしの場面をよく見て「これはできていますね。」と伝えることで、子どもとその家族は自分たちの良さ（強さ）に改めて気づくこととなります。

- 一方的な支援になっていないか常に確認すること。

（3）ペースの確認

子どもを支援する専門職は、自分たちはその方法がわかっている支援を受ける子どもと親やその家族は知らないという前提で支援を進めてはいないでしょうか。

子どもを支援する専門職は、自分たちのやり方で一方的に支援を行っていないかということを常に確認する必要があります。

- アセスメントをする目的を明確にして、子どもと親やその家族に伝えること。

（4）目的を明確にする

子どもを支援する専門職は、子どもと親やその家族に対して「何のために話を聴くのか」きちんと説明をすることが必要です。それを行うことで、後の支援が生まれてきます。

支援と一緒に創っていく子どもと親やその家族に説明をしていくことは、子どもを支援する専門職にとって、一番エネルギーが必要なことかもしれません。しかし、説明することは次の支援を行う基礎となりますので、丁寧に行いましょう。

- 子どもと親やその家族の情報は、多角的な方向から収集し、子どもと親やその家族の実情に迫る必要がある。

（5）情報の収集

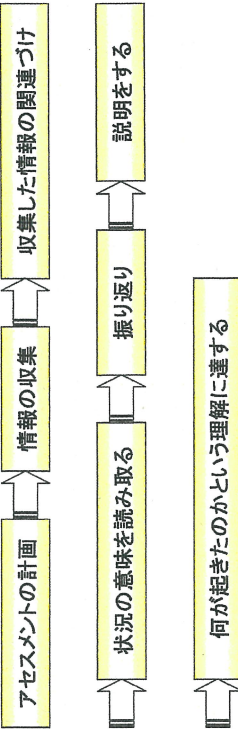
子どもを支援する専門職は、支援を必要としている子どもと親やその家族の情報を収集し、整理して、背景を広く深く理解したうえで専門的に判断することが必要です。

子どもを支援する専門職が行う情報の収集は、言い換えれば、専門的な判断をするために必要な情報を集めているということになります。

様々な情報を整理するためには、様々なツールを用いますが、残念ながらツールそのものが専門的な判断の代わりにはなりません。

子どもと親やその家族の情報は、多角的な方向から収集し、子どもと親やその家族の実情に迫る必要があります。そして、その後の専門的な判断はチームで行います。また、状況に応じてスーパーバイザーの助言を求めることも大切です。

アセスメントの手順



- 子どもの支援者は、子どもと親やその家族と一緒にアセスメントや支援計画の策定を行うことが望ましい。

(6) 子どもと親の参加

支援と一緒に創っていくことにおいても大切な点は、当事者である子どもと親やその家族が参加することです。

アセスメントや支援計画を策定するには、支援を受ける子どもと親やその家族が参加する必要があります。なぜなら、当事者である子どもと親やその家族から事らしの状況を聴き取り、子どもにとっても良い結果になるような支援を親やその家族と一緒に創ることが大切だからです。

そのことは、結果として子どもと親やその家族が本来持っている“支援を利用する力”を引き出すことにつながるのです。

一定の期間、支援を行った後にも、子どもを支援する専門職が子どもと親や家族と一緒にその支援が有効であったかどうかを評価することが必要です。

もちろん、アセスメントや計画策定を子どもと親やその家族と一緒にするといつても、意思決定に際して持つべき機関の責任を免れるものではありません。むしろ機関としての意思決定を当事者も含めて共有するために子どもと親やその家族の意見は求めるべきであり、考慮されるべきという意味です。

ただし、法的な権限行使して対応しなければならぬレベルの虐待、例えば身体的虐待や性的虐待などに関して、その直接の加害者である親とアセスメントや計画策定を一緒に行うことはできません。しかし、子どもは当然参加する権利を有していますし、非加害親も同様です。非加害親の参加・協力は、子どもがその被害から回復するうえで欠かせません。

非加害親の参加・協力を進めていくためには、児童相談所の職員が配偶者からの暴力(以下「DV」という。)の本質とは何かについて、しっかりと知識を身につけておくことが大切です。

(7) 支援機関の協働

“支援機関の協働”とは、立場の異なる組織や人どうしが、明確な目的のもとに対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うことです。

つまり、地域で子どもの暮らしを支えている子どもの支援者、市町村、NPO、児童福祉施設、児童相談所などが明確な目的のもとに、対等な関係を結び、それぞれの得意分野を活かしながら、連携し協力し合うこととなります。

5. 『子どもが心配』チェックシート(岡山版)』

(1) 『子どもが心配』チェックシート(岡山版)』とは

チェックシートは、The Graded Care Profile (GCP) Scale (以下「GCP」という)をもとに開発しています。GCPは、子どもの育ちにとって不可欠と考えられる領域について、親がどの程度配慮できているかを客観的に測定するために、イギリスで開発されました(図-1)。

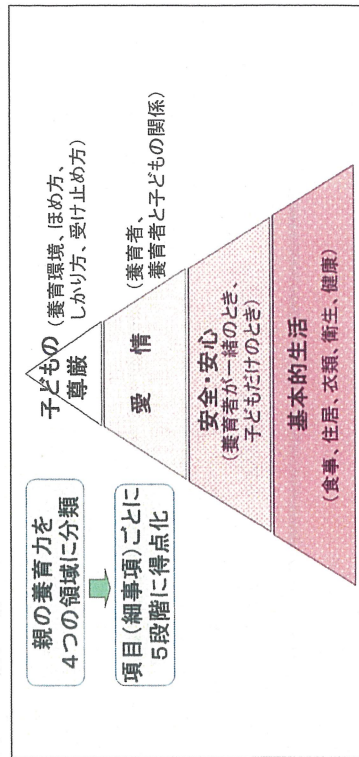
GCPは、なかなか目には見えにくい親の養育力を、心理学者マズローの欲求階層説に沿って4つの領域に分類しています。チェックシートを開発するにあたり、私たちはその領域を「基本的生活」「安全・安心」「愛情」「子どもの尊厳」と翻訳しました。

GCPでは、それぞれの領域について、客観的に測定できる項目及び細事項を設定し、細事項ごとにアセスメントを行って5段階に得点化することにより、親の養育力を、親を中心としてではなく、子どもを中心とした視点で子どもと親やその家族と、子どもの支援者や児童相談所の職員が協働して確認することができるようになっています。

そうすることにより、親が子どもに対してできていることと、できていないことが領域別に明らかとなり、子どもが置かれている状況の理解だけでなく、今後の支援の目標を設定し、実践することが可能となるからです。

チェックシートは、その点も踏まえながら、“子どもの最善の利益”が確保されているかという観点から判断する目安となるように開発しています。

図-1 領域の構成(GCP)



“The Graded Care Profile (GCP) Scale” ~ A qualitative scale for measure of care of children ~をもちに、岡山県児童相談所に係る基準等(作成グループが翻訳/作成(2008))
(※「養育者」とは、子どもの親やその家族と児童養護施設/里親等の子ども専門職を含んだ総称です。)

（２）『子どもが心配』チェックシート（岡山版）の目的

チェックシートは、初期の段階で子どもの安全を確保することを目的としたリスクを中心にアセスメントするためのツールではありません。

当面の子どもの安全が確保された後も、子どもの親やその家族によって十分に満たされていない子どもの育ちのニーズへの支援を検討するため、さらにアセスメントを行う際に用いることを目的としています。

（３）アセスメントの概念

チェックシートの使い方などの説明をする前に、イギリスにおいて、幾多の虐待死事例の検証を経て、１９９９（平成１１）年から新たに導入されたアセスメント概念を紹介します。GCPはもちろん、イギリスにおける子どもの福祉政策は、このアセスメントの概念を踏まえて立案されていますので、チェックシートを活用する前に、必ず読んでください。

また、岡山県でもこのアセスメントの概念を子どもの支援に積極的に活用するため、現在、『子どものための総合情報システム』を開発中（平成２３年７月稼働予定）です。

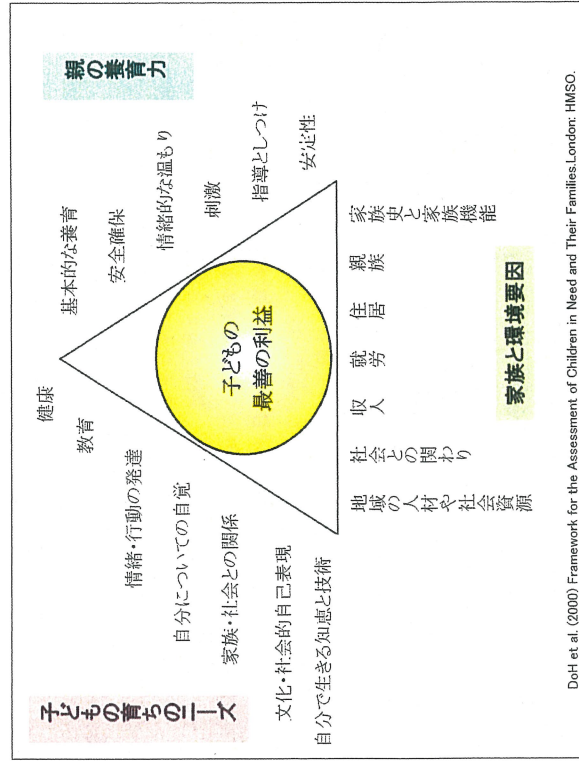
また、このアセスメントの概念は『子ども自立支援計画ガイドライン』（平成１７年６月発行、児童自立支援計画研究会編）にも、「海外におけるアセスメント」として紹介されています。

このアセスメントの特徴としては、現在のリスクをチェックするためのものではなく、必要な情報を収集し、「強さ」と「困難」を把握することを通じて支援を組み立てるためのプロセスであるという点が強調されています。そして、以下の視点を持っています。

- とかくネガティブな部分に目を奪われがちだが、家族の「困難」だけではなく「強さ」も見えて、足りない部分の支援を検討すること。
- 子どもと親やその家族の支援に携わる関係機関が、同じ概念を用いてアセスメントを行い、一貫した支援につなげていくこと。
- アセスメントは、１回かぎりとしせず継続して行うこと。

このアセスメントの概念は、下記の３つの側面から成り立ち、それぞれの側面はアセスメントすべき主要な要素から構成されていて、多面的に把握することが出来ます。

- ① 子どもの育ちのニーズが満たされているか。
- ② 親の養育力はどうか。
- ③ 家族と環境面はどうか。



DoH et al. (2000) Framework for the Assessment of Children in Need and Their Families London: HMSO.

（４）各側面を構成する要素

アセスメントは、「子どもの育ちのニーズ」「親の養育力」「家族と環境要因」の各側面を構成する要素について調査・情報収集を行い、最終的には総合的な判断で、どのような支援が必要なのかを決定する仕組みになっています。

ここでは、各側面を構成する要素を紹介します。

子どもの育ちのニーズ

健康

心身の健康維持だけでなく、病気や障害への適切な配慮や健康に関する情報提供はあります。例えば、医療、栄養、運動、必要に応じた予防接種や健診の機会、成長した子どもには、健康に影響を与える身近な問題についての情報提供と助言が行われているでしょうか。

教育

知的発達を促進する機会（遊ぶこと、他の子どもと関わること、本を読むことなど自分で学ぶための技能を伸ばしたり関心を満たしたりすること）や、成功・達成感の体験の機会が与えられているでしょうか。
知育や知的発達、向上に関心があり、子どもの状況に応じた教育上の配慮をする大人がいますか。

情緒・行動の発達

子どもが成長するに伴い、親や養育者、その他の人への感情や行動で表す反応は適切でしょうか。例えば、幼い頃を示す愛着の程度や質、性格気質の特徴、環境の変化への適応、ストレスへの反応、自己規制がどの程度できているかなどはどうでしょうか。

自分についての自覚

子どもが、「自分は他の人と違う存在で、価値ある存在なのだ」という感覚が、成長とともに育まれているでしょうか。
自分や自己能力への肯定的な感情、家族や同年代の仲間、地域社会への帰属感と受け入れられているという感覚を持つことができているでしょうか。

家族・社会との関係

親や養育者、きょうだいと安定した関係は持てているでしょうか。またその関係は良好でしょうか。
年齢を重ねるにつれて同年代の友人との友情や、人生に影響を及ぼす家族以外の人の重要性は増しているでしょうか。そしてそのことに対する家族の反応はどうでしょうか。
また、人の立場で考える力、共感する力の発達はどうか。

文化・社会的自己表現

自分の外見や行動、障害などが人からどのように見られていて、どのような印象を与えているのかということについて、子ども自身の理解が深まっているでしょうか。

年齢や性別、文化にあった服装をしていますか。また、清潔や衛生に気を配っているでしょうか。また、そのことについて、親や養育者は、時と場に応じた身なりや行動をするように導いているでしょうか。

自分で生きる知恵と技術

自立に必要な生活力（幼い段階での生活力とは、衣服の着脱、食事、自信をつける機会、家族から離れて行動する力。成長した子どもについては、ひとりで身の回りのことをする力）、情緒力、伝達力を身につけているでしょうか。

例えば、社会的な問題解決能力（困ったときに対応する力）を身につけられるよう育むこともその中に含まれます。

この力を評価するにあたっては、子どもの持つ障害やその他の要因が子ども自身の持っている自立する力の発達に与える影響や、それらの要因を問題化する社会的状況を考慮する必要があります。

親の養育力

基本的な養育

子どもの健康状態、発育及び発達に応じて必要な健診や医療を受けさせているでしょうか。基本的な生活（食事や飲み物、住居、清潔で適切な衣服、衛生の確保はできているか）もこの要素に含まれます。

安全確保

子どもが危害や危険から守られるように気をつけているでしょうか。例えば、虐待や危険から守り、危害を加えるおそれのある大人や子どもに近づけない、自傷行為をさせないなど。また、家庭の内外で事故を防止し、安全の対策をとっているでしょうか。

情緒的な温もり

自己肯定感が育まれるように働きかけていますか。
子どもが「自分はかけがえのない存在である」という大切な大人と、安定した温もりのある関係を継続的に持ちたいという子どもの気持ちを受け止め、理解して、対応しているでしょうか。例えば、子どもを認め、誉め、励まし、適度なスキンシップをすることなどがあります。

刺激

励ますなど意識的に働きかけて子どもの学習意欲や知的発達を促したり、社会活動への参加を促めていますか。子どもとのやりとりや会話、表情やしぐさ、問いかけに応える、子どもの生活や学びの基礎となる遊びを促し、一緒に遊び、教育の機会を与える、そのような働きかけを通じて子どもの認知の発達を高め、潜在的な力を引き出していますか。
また、成功体験を与え、学校などの教育機会を保障し、あきらめないで挑戦しようとする力が育まれているでしょうか。

指導としつけ

子どもが、外的な規範に依存しないで自分なりの価値観を持ち、他者の中で適切な行動をとれるよう育てていますか。

親は、適切な行動や感情の抑制、他者との関係のあり方ややっていいことと悪いことの区別となる手本を自ら示しているでしょうか。また、子どもが自らやろうとしていることに対して「無駄である」とか「よい結果にならない」などと干渉したり、「危ないからやめなさい」と言うなど過保護になっていませんか。

さらに、理性的な問題の解決方法（怒りのコントロール、他者への思いやりなどを含む）が身につくように導いていますか。

安定性

家族の中に様々な生活の変化（離婚や死別など）があったとしても、子どもと親や養育者との

愛着

関係が育まれ、発達に最適な環境が整えられていますか。

また、子どもの成長に伴い親は対応を変えて、適切にその関係性を発展させていきますか。加えて、子どもが大切だと思う人たちと連絡を取れるようにしていますか。

家族と環境要因

家族史と家族機能

その世帯に誰が同居し、子どもとどう関わっているかということ、家族や世帯の構成の大きな変化、親の子ども時代の実験、人生の重要な節目や家族にとってのその出来事の意味、きょうだいの関係やその影響など家族機能の性質や、世帯にいない親も含めて、親の長所や問題点、別れた親どうしの関係はどうでしょうか。

親 族

子どもと親が血縁関係にあるかどうかにかかわらず、不在の人（離婚や死別など）も含めて、誰を家族と認めているでしょうか。それぞれの人が家族の中で具体的にどのような役割を果たし、どれほど大切なのでしょうか。

住 居

住居には、子どもと家族にとって年齢や発達にふさわしい基本的な生活用具や設備（水道・暖房・衛生設備・調理器具・寝具などが整い、清潔・衛生・安全性が確保されている）などを備えているでしょうか。それらが整っている場合とない場合、子育てに及ぼす影響はどうでしょうか。

また、障害がある子どもやその家族にとって適切な構造になっているでしょうか。それらのことを住居の中と外、周辺部分を含んで評価します。

就 労

世帯の中で、誰がどのように働いているのでしょうか。その就労形態に変化はないのでしょうか。また、そのことが子どもに影響を及ぼしているでしょうか。

仕事、あるいは失業を家族はどう見ているのでしょうか。それが子どもとの関係にどう影響しているでしょうか。子ども自身が仕事をした経験があるのか、もしあればその影響も含めて評価します。

収 入

定期間家族を養えるだけの収入があるかを見ます。収入はあっても、家族がその恩恵を十分に受けているでしょうか。その収入は、家族の最低限の生活を支えるに十分な額でしょうか。家族が利用可能な収入の不足を補う社会資源はどのように活用されているでしょうか。子どもに影響をもたらすような家計の行き詰まりはあるでしょうか。

社会との関わり

家族が、隣人や地域などどのような関わり、それが子どもや親にどのような影響を与えているでしょうか。例えば、近所付き合いや知人、友人とはどのように付き合っているでしょうか。また困ったときに支援してくれる地域の人々はいいますか。また、家族はそれらの人々との関わりを、どの程度重要と評価しているでしょうか。

地域の人材や社会資源

地域にかかりつけの医療機関や保育所、学校、交通機関、店舗、レクリエーション施設といった誰でも利用できる施設やサービスがあるかどうかをみます。また、それらの利用しやすさ、交通の便、サービス内容、障害のある子どもやその家族が利用できる設備があるか、さらにはその質もみます。

(5)「親の養育力」を客観的に判断するために

チェックシートは、親の力量(以下「親の養育力」という。)を測定するためのツールです。

子どもの支援に携わる機関(以下「子どもの支援機関」という。)は、多くの情報を保有しています。そのうち、親に関する情報の量は膨大です。しかしながら、その内訳は親との面接、通話などの記録が多く、親の子育てに関する養育力をアセスメントするうえでは、必ずしも重要でないものも含まれています。

また、親との関わりが長期間に及んでいく中で、親自身が、少しでも改善する傾向を示したり、子どもの支援機関の助言を聞き入れる態度を見せたりすると、それが「親の子どもに対する接し方の変化や子ども自身の変化にどのように結びついているか」という部分の評価よりも、「親は頑張っている」「変化がみられる」などという判断に陥る可能性があります。

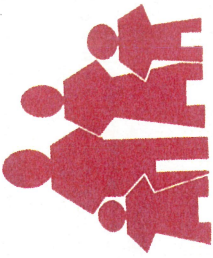
チェックシートは、そのような親の養育力を客観的、多角的に測定するための実用的なツールといえます。

6. 参考文献

- Dr.Om Prakash Srivastava,Richard Fountain,Patrick Ayre and Janice Stewart(1995)“The Graded Care Profile (GCP) Scale～A qualitativescale for measure of care of children～”: Bedfordshire and Luton Community NHS Trust
- Department of Health et al. Framework for the Assessment of Children in Need and Their Families.London:HMSO (2000)
- イギリス保健省編/ 森野郁子監訳、南 彩子、武田加代子訳「児童虐待－ソーシャルワークアセスメント」1992年
- イギリス保健省・内務省・教育雇用省著/ 松本伊智朗、屋代通子訳「子ども保護のためのワーキング・トゥギャザー－児童虐待対応のイギリス政府ガイドライン－」2002年
- 水島真寿美、福 知栄子/ 「ネグレクトケースへの支援－ソーシャルワークの視点とアセスメント－」福祉おやかま 2004年
- 中野敏子、福 知栄子、瀧澤久美子、森山千佳子/ 「(誰のため何のため) どう活かすあなたの支援『基本のキ』－障害のある学齢期の子どもとともに－」大揚社 2005年
- 中野敏子、福 知栄子、梅野潤子、瀧澤久美子、森山千佳子/ 「(誰のため何のため) こうしてみようあなたの支援－ふりかえる・しっかり考える・進む－」大揚社 2009年
- 小林美智子、松本伊智朗/ 「子ども虐待－介入と支援のはざまで－」明石書店 2007年
- 松本伊智朗/ こども未来「子ども虐待・DVの予防と育児支援・健全育成」2006年

GRADED CARE PROFILE (GCP) SCALE

A qualitative scale for measure of care of children





DR. LEON POLNAY,
Professor in Community Paediatrics
University of Nottingham
Queen's Medical Centre
NOTTINGHAM

DR. D. P. SRIVASTAVA,
Consultant Community Paediatrician
Bedford & Luton Community NHS Trust
Edwin Lobo Centre
633 Dunstable Road
LUTON, LU4 8QR

**Bedfordshire and Luton
Community NHS Trust**

NHS

LUTON
BEDFORDSHIRE COMMUNITY NHS TRUST

The Graded Care Profile (GCP) Scale
 ~ A qualitative scale for measure of care of children ~
 BY Dr.Om Prakash Srivastava, Richard Fountain, Patrick Ayre and Janice Stewart
 © Copyright O.P. Srivastava,1995
 作成：岡山県児童相談に係る基準等作成グループ2008
 改訂：「子どもが心配」チェックシート（岡山版）パンフレット版作成ワーキンググループ2010

Dr. Om Prakash Srivastava からの手紙（翻訳）

2008年6月20日
日本国〒710 0052岡山県倉敷市美和1-14-31
岡山県倉敷児童相談所

The Graded Care Profile (GCP)について

水 島 様へ

2008年6月2日付けで「Graded Care Profile Scale」の使用許可申請のお手紙をいただき、誠にありがとうございます。貴殿の非常に重要なプロジェクトにこのツールを使用していただくことにしましては全く問題ありません。ただし、ツールの出典を明らかにするために、文面のどこかに出典・参考文献を記載していただくようお願いいたします。

これは、ツールの品質を保全するためと著作権の条件を満たすためなので、ご了承ください。このツールの使用を希望される方にこちらからお金を要求することはありません。また、掲載していただくのは「このプロジェクトにおけるこのツールの使用については、著者から許可を取得した」というような短い文章で十分です。念のため、写しを私まで送付していただくようお願いいたします。

語は変わりますが、貴殿の重要なプロジェクトにこのツールが役立つことを大変うれしく思っております。このツールを有効活用するためには、日本語に翻訳する必要がありますと推察しておりますし、実際にそうされると思っております。もし何かお手伝いできることがありましたら、遠慮なくご連絡いただくとお願いいたします。

私は現在、2004年に実施した調査の結果に基づき、更新版を作成しているところであります。完成次第、貴殿まで送付いたします。ここイギリスで、我々「Luton Borough Council」以外で、このツールの使用を希望する組織・団体等のために、無料で研修を実施しております。ルートンでは、家族支援センターのスタッフによってこのツールが使用されており、親・保護者とともに初期の評価を行います。親・保護者の養育能力が不足する領域があった場合（3点、2点または1点）には、その領域を改善するための目標を設定し、少しずつ改善できるよう（例えば、1点から2点、2点から3点、3点から4点など）努力していきます。GCPの点数の高い領域がある場合（5点または4点）には、親・保護者をほめることによって、養育能力の不足する領域を改善するために力を尽くす動機となること、がスタッフの調査結果で判明しています。少しずつ改善を重ねていくことにより、目標は達成できると考えられています。

我々の説明マニュアルをお持ちかどうか分かりませんが、念のために同封いたします。

貴殿のプロジェクトの成功を祈っております。その進展を把握できるように、今後とも連絡をいただけるようよろしくお願いいたします。

Dr. Om Prakash Srivastava.
オム・プラカッシュ・スリヴァスタヴァ

I 「子どもが心配」チェックシート（岡山版）とは

『The Graded Care Profile (GCP) Scale』^{*1}（以下「GCP」という。）は、子どもの育ちに必要な領域において、親や養育者がうまくできている領域と、心配に感じたり、時には専門機関の支援が必要かもしれない領域を客観的にチェックするためにイギリスで開発されました。

『「子どもが心配」チェックシート（岡山版）』（以下「チェックシート」という。）は、イギリスで実際に使われているGCPをもとに、日本の風土や生活習慣に合うように開発したものです。

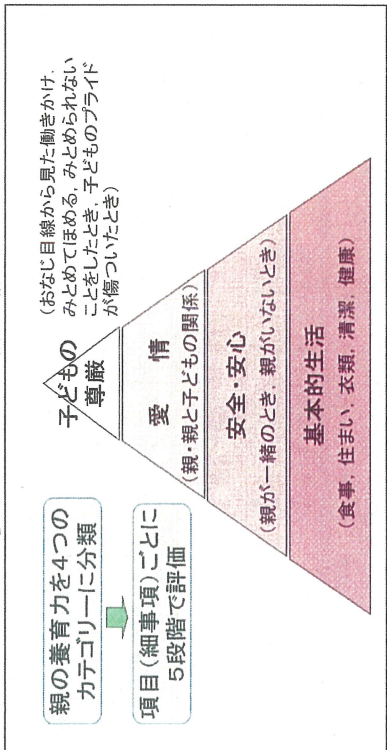
チェックシートはGCPと同様に、日々の暮らしの中で、なかなか意識することが難しい子どもへの関わり方を「基本的生活」「安全・安心」「愛情」「子どもの尊厳」の4つのカテゴリー（※GCPでは「領域」と呼んでいますが、チェックシートでは「カテゴリー」と呼びます。）に分類しています。

4つのカテゴリーは、さらに子どもと親が一緒に行う様々な活動ごとに分けられています。そして、それぞれの活動を子どもの育ちを中心にした視点から5段階で評価することで、親（※GCPでは「親や養育者」と呼んでいますが、チェックシートでは「親」という呼び方に統一しています。）を中心としてではなく、子どもの育ちを中心に子育てを確認することができず（図-1）。

このチェックシートを使うことで、親がうまくできているところと、心配なところを確認することができ、親だけではなく、子どもに関わる様々な人や専門機関の人々が一緒に、これからの子どもの暮らしのことを考えるときにも役立てることができず。

また、様々な立場の子どもの支援者が、「子どものどこが心配なのか」という認識を共有することができ、必要ならば児童相談所などの子どもの支援を行う専門機関にそれを相談（送致）することもできます。

図ー１ 「子どもが心配」チェックシート 領域の構成



"The Graded Care Profile (GCP) Scale ~ A qualitative scale for measure of care of children ~"
をもとに、岡山県児童相談に係る基準等作成グループが作成(2008)
「子どもが心配」チェックシート(岡山版)ハフレッツ版作成ワーキンググループが改訂(2010)
※1[参考文献]"The Graded Care Profile (GCP) Scale ~ A qualitative scale for measure of care of children ~"(Dr.Öm Prakash Srivastava, Richard Fountain, Patrick Ayre and Janice Stewart)

Ⅱ 『「子どもが心配」チェックシート(岡山版)』の考え方

チェックシートを使用するうえで基本となる考え方は表ー１のとおりです。この考え方は、GCPを参考に開発をしたものです。チェックシートを使用する場合には、あらかじめこの考え方を理解しておく必要があります。

チェックシートが大切にしている考え方である“子どもを中心にした子育て”とは、「子どものニーズをしっかりと満たしていること」「子どものことを最優先に考え、それを実践していること」「子どもの育ちに必要なものや関わりの質も考慮していること」の3つです。

それともう一つ大切にしている考え方があります。それは、“子どもは自ら育つ存在である”という点です。

つまり、“子どもを中心とした子育て”を、親が一方的にするのではなく、子どもと対話しながら実践することで“子どもは自ら育つ”ということです。

チェックシートには、そのような考え方も盛り込んでいます。

表ー１ 基本となる考え方

段階	A	B	C	D	E
親の養育の水準	子どものニーズは何かも満たされている。	必要不可欠なニーズは満たされている。	必要不可欠なニーズが満たされていないニーズがある。	必要不可欠なニーズのほとんどが満たされていない。	必要不可欠なニーズが全く満たされていない。
親の子どもとの向き合い	子どもが最優先	子どもが優先	子どもは親と同等	子どもが後	子どものことは考えていない。
親の養育の質	最も良い。	適切	はつきりしない。	不十分	最も悪い。

"The Graded Care Profile (GCP) Scale ~ A qualitative scale for measure of care of children ~"をもとに、岡山県基準等作成ワーキンググループが編纂/作成(2008)
「子どもが心配」チェックシート(岡山版)ハフレッツ版作成ワーキンググループが改訂(2010)

Ⅲ チェックするカテゴリー、項目及び細事項

チェックするカテゴリー、項目及び細事項は表ー２のとおりです。

表-2 チェックするカテゴリ、項目及び細事項

カテゴリー	項目	細 事 項
1 基 本 的 生 活	ア 食 事	① 栄養バランスや食材に気を配っていますか ② 食事の量はどうか ③ 胃に合った食事をつくっていますか ④ 食育を実践していますか
	イ 住 まい	① 安全に配慮していますか ② 有や希望にそった部屋になっていますか また、掃除は行き届いていますか ③ 快適に暮らすための設備がそろっていますか
	ウ 衣 服	① 暑さ寒さに応じた服を着ていますか ② 毎日、体にあったサイズの服を着ていますか ③ 身なりを整えていますか
	エ 清 潔	○ 清潔さを保つ習慣が身につくようにしていますか
	オ 健 康	① 健康に不安があるときは、病院を受診していますか ② 必要な治療を受けていますか ③ 子どもの健康に関する情報に心をよせていますか また、必要な予防接種や健診を受けていますか ④ 専門家のアドバイスを活用していますか
2 安全・安心	ア 親が 緒のとき	① 危険に気づいていますか ② ①の危険への対策をしていますか ③ 外出したとき、安全に気づいていますか ④ 家の中は子どもにとって安全な場所になっていますか
	イ 親が不在のとき	○ 安全への対策をしていますか
3 愛 情	ア 親	① 子どもの気持ちを察していますか ② 子どもの気持ちによりそっていますか ③ 子どものやりとりはどうか
	イ 親と子どもの関係	① 意見交流をしていますか ② 関係の質はどうか
4 子どもの尊厳	ア おなじ日線から見た働きかけ	○ 自分らしさが育まれるよう必要な働きかけをしていますか
	イ みとめてほめる	○ 子どもの変化、成長、成果に気づき、それをとめ、ことばにて伝えていますか
	ウ みとめられないことをしたとき	○ わかりやすく伝えていきますか
	エ 子どものブライドが傷ついたとき	○ しつかりと受け止め、支えていますか
	"The Graded Care Profile (GCP) Scale ~ A qualitative scale for measure of care of children~" をもとに、「子どもが心配」チェックシート(岡山版)・パンフレット版作成ワーキンググループが作成(2010)	

IV 「支援を必要としている子ども」という考え

1 親の養育力が心配なカテゴリへの支援

チェックシートで親の養育力を5段階に分けることにより、親が子どもに對してうまくできている部分と、心配な部分がカテゴリ別に明確になりませんが、このうちDやE段階にある心配なカテゴリについては、専門機関が何らかの支援を行う必要があります。

そして、全体を通して心配なカテゴリが多くなるにつれて、必要となる支援の量(要支援レベル)は大きくなり、より多くの子どもの支援者(子どもの支援機関)が協働する必要性が生じてきます。

つまり、“子どもの最善の利益”を確保するために、地域で親子に関わっている様々な子どもの支援者(子どもの支援機関)が連携し、親の養育力が心配なカテゴリをサポートするよう、それぞれの役割を決めて支援につなげていくこととなるのです。

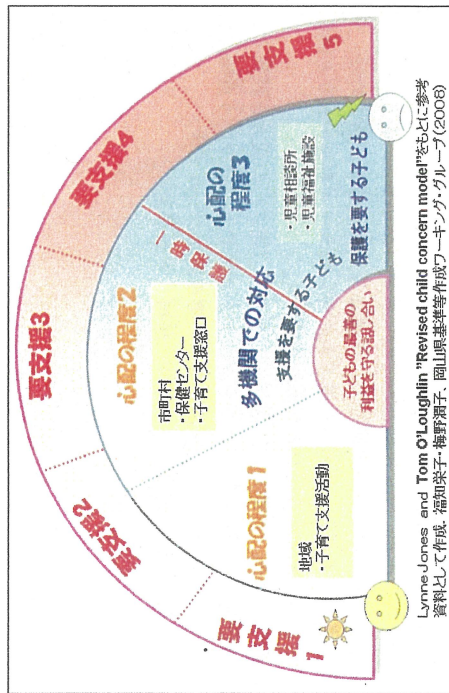
2 要支援モデルと、必要となる支援の目安

要支援モデルのイメージは、図-2のとおりです。そして、要支援レベルの各段階で必要となる支援の目安は表-3に示しています。

支援をスムーズに行うためには、地域で親子に関わっている様々な子どもの支援者(子どもの支援機関)が話し合う場(ケース検討会議)において気をつけておくべきいくつかのポイントがあります。それは次のとおりです。

- 支援者がお互いに「子どもが心配」という想いと、具体的にどのカテゴリが心配なのかを共有しましょう(チェックシートの考え方を共有して、実際に使って話し合しましょう)。
- 当面の支援目標をあまり高く高いところに置いて共有しましょう。
- それぞれが実践する支援を具体的に設定しましょう。
- 手順や情報を集約する担当者(機関)と連絡方法を決めておきましょう。
- 会議の終わりに、決まったことと決まらなかったことの双方を確認しましょう。
- 次回の話し合いの日程を決めておきましょう。

図-2 「子どもが心配」要支援モデル



Lynne Jones and Tom O'Loughlin "Revised child concern model"を参考に
資料として作成。福岡県・梅野潤子、岡山県基準作成ワーキンググループ(2008)

表-3 要支援レベルと、必要となる支援の目安

心配の 程度3	要支援5	緊急介入により、職権一時保護等の法的対応が必要
心配の 程度2	要支援4	当面、在宅で支援を行うが、親子分離や法的介入を視野に入れ た支援が必要 在宅での支援を基調としながら一時的な施設利用等を考慮した 支援が必要
心配の 程度1	要支援3	在宅での支援を基調としながら一時的な施設利用等を考慮した 支援が必要
	要支援2	在宅で地域ネットワークによる経過観察と育児支援等が必要
	要支援1	虐待の判断は難しいが、今後移行するおそれがあり、育児支援 や地域の子育て支援活動等が必要

岡山県児童相談所に係る基準等作成グループが作成(2008)

「子どもが心配」チェックシート (岡山版)

使 い 方

I 「子どもが心配」チェックシート (岡山版) とは

1 はじめに

『「子どもが心配」チェックシート (岡山版)』(以下「チェックシート」という。)は、イギリスで開発されたアセスメントツールである『The Graded Care Profile (GCP Scale)』(以下「GCP」という。)を翻訳し、日本の風土や生活習慣に合うように開発したものです。

2 子どもを中心としたアセスメント

チェックシートは、GCPと同様、人間の自己実現のために満たされる必要がある「カテゴリー」を、一定の基準に照らして分けることで、子どもに関わる様々な支援者や専門機関の人々が、親中心ではなく、子どもを中心としてアセスメントできるように考察されています。

3 「カテゴリー」とは

「カテゴリー」とは、「基本的生活」「安全・安心」「愛情」「子どもの尊厳」の4つであり、それらが「項目」に分けられ、さらに「細事項」へと分かれています。

例えば、「愛情」のカテゴリーでは、親が子どもと接するときの姿勢を2つの項目と、5つの細事項に分けてアセスメントをするようになっています。

その1つである「子どもの気持ちを察していますか」という項目の細事項では、「ことばや態度ではっきりと表す前に察しています。子どもが表す、ほんのわずかなサイン(ことば、態度)であっても、しっかりと受け止めています。」から、「泣いたり、怒ったりしても何も感じません。イライラしてしまうことがあります。インパクトのあるサインでさえ何も感じないか、嫌悪することがあります。」まで5つの段階があり、親と一緒にアセスメントを行う支援者や専門機関の人々が実際の状況を確認し、子どもの意見を聞き取るなどして、それを5段階で評価をするようになっています。

その他の「カテゴリー」についても同じように記述があり、支援者や専門機関の人々が実際の状況を確認したことを評価できるようになっています。

4 信頼性と妥当性について

GCPは、イギリスの2つの自治体で、支援者や専門機関の人々が、子どもと親やその家族と協働しながら試行されています。その結果、GCPは、子どもとも親やその家族と、支援者や専門機関の人々の協働を促進することができました。

また、支援者や専門機関の人々にとっても使いやすいツールであるということもわかっています。そして、GCPによって明らかにされる結果は、自由記述をする他のツールよりも客観的であると結論づけられています。

チェックシートの質問項目は、GCPの質問項目を最大限活かし、風土や生活習慣にそぐわないものは、その主旨が反映されるように、児童相談所の職員、子ども福祉の政策担当者や有識者により議論を重ねたうえで、開発しています。

そのため、妥当性については、ある程度確認されていると思いますが、今後は、基礎的調査を実施したうえで、信頼性、妥当性について、改めて確認していきたいと考えています。

5 「強さ」と「困難」

チェックシートは、なかなか目には見えにくい親の養育力を、心配なところ（困難）だけではなく、できているところ（強さ）に焦点を置いて評価するアセスメントです。

支援を行うためには、心配なところ（困難）とできているところ（強さ）の双方を評価することが大切です。なぜなら、私たちが目指すのは、子どもの親とその家族が自分の力で、子どもの育ちの二一ズをしっかりと満たしていくことができるようになるための支援です。

心配なところ（困難）とできているところ（強さ）の双方を評価することは、具体的な支援を組み立てるときに欠かせません。そういう意味においては、このチェックシートは、活用しやすい実用的なツールです。

他のアセスメントと併せて、ぜひ、活用してください。

Ⅱ チェックシートの記入方法について

7 チェックシートの構成

チェックシートを記入するためには、『記入上の着眼点』(P. 49～P. 64), 『子どもが心配』チェックシート』(P. 65), 『児童票』(P. 66)の3つを使います。

まず、『記入上の着眼点』の表にある文を読み、あてはまるところに○をつけます。そのときは、『項目別チェックポイント』(P. 39～P. 48)を参考にしましょう。次に『「子どもが心配」チェックシート』へ、その結果を記入します。そして最後に、『児童票』に、それらの結果を記入してまとめます。

2 記入の手順

図一 3 記入上の着眼点への記入例

[illegible]3-☒

①『記入上の着眼点』
に子どもの情報を照らしあわせて、適当と
思われる欄に○をし
ます。また、記入は鉛
筆で行います。

○をした内容は両隣の欄の内容と比較して、適当かどうか再確認します。

図-4「子どもが心配」チェックシート記入例

1 基本的生活	ア 食事	イ 住まい	ア 親	イ 親が父のとき
① 栄養・タンパク質と食料に要を配つ	① 安否を確認していますか	① 安否を確認していますか	① 危険に気づいていますか	① 安全への対策をしていますか
② 食料や水不足にまつた問題になっ ていますか	② 食料や水不足にまつた問題になっ ていますか	② 食料や水不足にまつた問題になっ ていますか	② ①の危険への対策をしていますか	② ①の危険への対策をしていますか
③ 食料の量について	③ 食料に不足は発生をづいてい ますか	③ 食料に不足は発生をづいてい ますか	③ 外出したとき、安全に帰るにつて いますか	③ 外出したとき、安全に帰るにつて いますか
④ 食費を賄っていますか	④ 食費を賄っていますか	④ 食費を賄っていますか	④ 家の中心子どもについて安全な場 所になっていますか	④ 家の中心子どもについて安全な場 所になっていますか
2 安全・安心	ア 親が一般のとき	イ 親が父のとき	ア 親	イ 親が父のとき
① 安全・安心	① 安全への対策をしていますか	① 安全への対策をしていますか	① 安全への対策をしていますか	① 安全への対策をしていますか
② 愛 情	② 愛 情	② 愛 情	② 愛 情	② 愛 情
③ 愛 情	③ 愛 情	③ 愛 情	③ 愛 情	③ 愛 情
④ 子どもの気持ちに気づいていますか	④ 子どもの気持ちに気づいていますか	④ 子どもの気持ちに気づいていますか	④ 子どもの気持ちに気づいていますか	④ 子どもの気持ちに気づいていますか

4-☒

② ①で○をした欄の
細事項評価をシート
に記入します。

③ ②で記入した細事項評価から項目の評価を出し、右上の□に記入します。

細事項評価から項目の評価を出す方法
は、後述する(3)を
参照してください。

4 信頼性と妥当性について

GCPは、イギリスの2つの自治体で、支援者や専門機関の人々が、子どもと親やその家族と協働しながら試行されています。その結果、GCPは、子どもとも親やその家族と、支援者や専門機関の人々の協働を促進することができました。

また、支援者や専門機関の人々にとっても使いやすいツールであるということもわかっています。そして、GCPによって明らかにされる結果は、自由記述をする他のツールよりも客観的であると結論づけられています。

チェックシートの質問項目は、GCPの質問項目を最大限活かし、風土や生活習慣にそぐわないものは、その主旨が反映されるように、児童相談所の職員、子ども福祉の政策担当者や有識者により議論を重ねたうえで、開発しています。

そのため、妥当性については、ある程度確認されていると思いますが、今後は、基礎的調査を実施したうえで、信頼性、妥当性について、改めて確認していきたいと考えています。

5 「強さ」と「困難」

チェックシートは、なかなか目には見えにくい親の養育力を、心配なところ（困難）だけではなく、できているところ（強さ）に焦点を置いて評価するアセスメントです。

支援を行うためには、心配なところ（困難）とできているところ（強さ）の双方を評価することが大切です。なぜなら、私たちが目指すのは、子どもの親とその家族が自分の力で、子どもの育ちの二一ズをしっかりと満たしていくことができるようになるための支援です。

心配なところ（困難）とできているところ（強さ）の双方を評価することは、具体的な支援を組み立てるときに欠かせません。そういう意味においては、このチェックシートは、活用しやすい実用的なツールです。

他のアセスメントと併せて、ぜひ、活用してください。

図-5 「子どもが心配」チェックシート 児童票記入例

児童名 岡山 太郎		ケース番号 5 8 40
生年月日 平成17年9月8日		記入年月日 平成22年11月8日
親の氏名 岡山 祐子		記録者氏名 山口

項目	評価	カテゴリー	備考
1 基本的な生活	A B C D E	⑦	
ア 食事	A B C D E		
イ 住まい	A B C D E		
ウ 衣 服	A B C D E		
エ 消 費	A B C D E		
オ 健 康	A B C D E		
2 ア 親が一緒のとき	A B C D E		
3 イ 子どもだけのとき	A B C D E		
4 ア 親と子どもの関係	A B C D E		
5 イ おなじ目標から見た働きかけ	A B C D E		
6 イ みとめてほめる	A B C D E		
7 ウ みとめられないことをしたとき	A B C D E		
8 エ 子どものプライドが傷ついたとき	A B C D E		

○当面の支援の目安を決定する項目
 ・「目安を決定する項目」は、必ずしも「親の意向」を反映するものではない。
 ・「親の意向」は、「親の意向」を反映するものではない。
 ・「親の意向」は、「親の意向」を反映するものではない。

項目	現在の評価	目安とする評価	期間	備考
1 1 3 / 1 / 1 / 1 / 1	C	C	1か月	
2 1 3 / 1 / 1 / 1 / 1	C	C	1か月	
3 1 3 / 1 / 1 / 1 / 1	C	C	1か月	
4 1 3 / 1 / 1 / 1 / 1	C	C	1か月	
5 1 3 / 1 / 1 / 1 / 1	C	C	1か月	

"The Graded Care Profile (GCP) Scale ~ A qualitative scale for measure of care of children ~" をもとに、岡山県児童福祉センターが作成。

学的な診断の必要性、「子どもの障害」など。

備考欄に記入しておくことで、専門家(弁護士や医師など)の協力を得るのと
 ントとなります。

⑧ 支援の目安を記入します。当面の支援の目安は、例えばカテゴリーの中で
 低い評価のところをDからC、CからBへ評価を1段階ずつ上げていくことを
 目標とします。そうすることで実現可能な目標となり、親にとっても実現し
 やすいものとなります。

図-5

④ 児童名、生年月日、
 親の氏名などを記入
 します。必要であれば、
 ば、両親それぞれにシ
 ートを作成します。

⑤ 児童票の評価欄に
 ③でシートに記入し
 たすべての評価を○
 で囲みます。

⑥ カテゴリー評価を
 記入します。(※評価の
 方法については3を参照)
 そうすることによっ
 て、子どものニーズが
 各々のカテゴリーで
 どのように満たされ
 ているのか全体像が
 把握できます。

⑦ 備考欄を記入しま
 す。ここでは、チェッ
 シートでチェックし
 きれない気になる点、
 支援につながる内容
 を記入します(例え
 ば、「親の疾病」や「医

3 評価を出す方法

「子どもが心配」チェックシートを開発する目的は、子どもの満たされて
 いないニーズを明確にして、「子どもの最善の利益」を確保することにあるま
 す。

そのため、評価にあたっては平均を用いませぬ。平均を用いると低い評価
 の意味が明確にならないからです。

図-6 細事項の評価がいずれも「B」以上の場合

1 基本的な生活	① B
ア 食事	
① 栄養バランスや食材に気を配っ ていますか	B
② 食事の量はどうか	A
③ 育ちに合った食事をつくって いますか	B
④ 食育を実践していますか	B

図-6

① 細事項の評価が、い
 ずれも「B」以上の場
 合には、「B」と「A」
 の多い方を記入しま
 す。

図-7 細事項の評価が「B」と「A」同数の場合

1 基本的な生活	② B
ア 食事	
① 栄養バランスや食材に気を配っ ていますか	B
② 食事の量はどうか	B
③ 育ちに合った食事をつくって いますか	A
④ 食育を実践していますか	A

図-7

② 細事項の評価が
 「B」と「A」同数の
 場合には、「B」と記
 入します。

図-8 細事項の評価に一つでも「C」以下の評価がある場合

1 基本的な生活	③ D
ア 食事	
① 栄養バランスや食材に気を配っ ていますか	B
② 食事の量はどうか	B
③ 育ちに合った食事をつくって いますか	C
④ 食育を実践していますか	D

図-8

③ 細事項の評価に一
 つでも「C」以下の評
 価がある場合には、た
 とえ「B」や「A」が
 あったとしても、最も
 低い評価を記入しま
 す。

4 記入にあたっての注意事項

- ① 適切な評価をするためには、家庭訪問を行うなど、日常生活をよく観察し、事実確認を行ったうえで記入します。例外的な状態をもって記入しません(例えば「前夜眠っていない」など)。
家庭訪問をする際には、「チェックシート記入上の着眼点」を持参することが望ましいです。もし、可能であれば親と一緒に確認し評価していきます。
- ② 親が自ら行ったことのみを記入します。
常に誰かの手助けを受けて成り立っていること、親以外の誰かにしてもらって改善がなされたものなどについては記入しません。
- ③ 親に何らかの事情があった場合は、機会を改めて訪問を行い記入する必要があるります(※「最の事情」とは、例えば、「親自身親族と死別したとき」や「失業の直後」、「(親自身の) 両親の病気」などをいいます)。
- ④ 親がこちらに対して意図的に間違った情報や印象を与えるようであれば、「E」と記入します。

Ⅳ 項目別チェックポイント

1 基本的生活

ア 食 事

- ① 栄養バランスや食材に気を配っていますか
- ② 食事の量はどうか
- ③ 育ちにに応じた食事をつくっていますか
- ④ 食育を実践していますか

- 栄養バランスのとれた質の良い食材を調理し、献立を考え、決まった時間に準備しているでしょうか。献立、食事時間、調理時間など数日分(2～3日)の食事についてチェックをしましょう。
子どもに、毎日の食事の内容やどう思っているのかなどの話や意見を聴いて事実を確認することが大切です。
- 子どもの育ちに適した食事の量や、栄養バランスについて知っていますか。もし、知らない場合はその情報を親に提供して話し合いましょう。
また、情報を提供したときの親の反応はどうでしょうか。熱心に聞いていましたか。それとも拒否的だったでしょうか。記録しておきましょう。
- 台所用品や調理器具はそろっていますか。食卓は、子どもが落ち着いて食事ができるように整えられていますか。食卓や台所の様子なども確認しましょう。
- 実際に、親が子どもにどのような内容の食事をどのくらいの量提供しているのか確認してから評価をします。「子どもが少食だから」とか「食べないから」、「偏食があるから」といった事情(親から聞いた理由)は評価の際には考慮しませんが、欄外に記録して支援の参考にしましょう。
食事については、その時間帯に訪問して確認することが望ましいです。
- 親から聞き取りをするときには、誘導的な質問をしないようにします。
可能なかぎり、ありのままの事実を確認して評価しましょう。

イ 住 ま い

- ① 安全に配慮していますか
- ② 育ちや希望にそった部屋になっていますか
また、掃除は行き届いていますか
- ③ 快適に暮らすための設備がそろっていますか

○ 子どもの目線から、住まいに問題がないかを確認します。修理などの努力がなされていたら、親が自身でそれをしたかどうかを確認します。
もし、修理などを福祉機関や家主がしている場合は、親が自ら努力したことにはならないので、評価にあたって考慮しません。

ウ 衣 服

- ① 暑さ寒さに応じた服を着ていますか
- ② 毎日、体にあったサイズの服を着ていますか
- ③ 身なりを整えていますか

○ 子どもの衣服は、品質や素材に配慮したものを選んでいくでしょうか。
また、洗濯やアイロンがけなどをして快適さを保つようになっているでしょうか。

○ 子どもが（年齢に応じて）衣服の快適さを保つための方法を身につけることができるようになっているでしょうか。

エ 清 潔

清潔さを保つための（子どもの年齢に応じた）習慣が身につくようになっていますか

○ 清潔さが保たれ、その習慣が身につくようにしているでしょうか。例えば、髪を整える、肌を清潔にする、爪を切る、虫歯の治療をするなどはどうでしょうか。

○ 子どもの衛生面を清潔に保つために、どのような取り組みや工夫をしているのか親に尋ねてみましょう。

オ 健 康

- ① 健康に不安があるときは、病院を受診していますか
- ② 必要な治療を受けていますか
- ③ 子どもの健康に関する情報に関心をよせていますか
また、必要な予防接種や健診を受けていますか
- ④ 専門家のアドバイスを活用していますか

（※この質問は、子どもが療育などを受けているか、現在、病気で病院にかかっている場合にチェックしてください。）

○ 年齢の小さな子どもがいる場合、予防接種や健診を受けているでしょうか。もし、受けていない場合は理由は聞いて適切な内容を確認しましょう。

○ 子どもの健康について専門家（医師や保健師など）に相談をしているか確認しましょう。また、かかりつけ医がいるかについても確認しましょう。

○ 親が持っている子どものケガや病気に関する知識で、誤解している点などはないか（親の思い込みなど）、専門家に確認してみましょう。

○ 子どもに障害や慢性疾患があっても、親に対して過度な共感（同情）をせず、子どもへの関わりについて客観的に事実を確認して評価しましょう。

2 安全・安心

ア 親と一緒にいるとき

- ① 危険に気づいていますか
- ② ①の危険への対策をしていますか
- ③ 外出したとき、安全に気をつけていますか
- ④ 家の中では子どもにとって安全な場所になっていますか

- このカテゴリーでは、普段、子どもが暮らしている環境が、どのくらい安全であるかをみます。
- 設備の安全性と、日々の暮らしにおける親の行動を評価します。
- 子どもの年齢に応じたチェック項目に記入しましょう。
- 家の中は、子どもにとって安全な場所になっているでしょうか。例えば、赤ちゃんの場合は、口の中に入ると危険なもの（たばこ、ピン、小物など）を近くに置いたままにしない、少し大きくなった子どもの場合は、危険なもの（ハサミ、医薬品、化粧品など）は、子どもの手の届かないところに置いておくといった配慮をしていますか。
- 家の内外や車内の設備は、子どもにとって安全な場所になるよう整えられているでしょうか。例えば、年齢が小さい子どもの場合、ベビーゲートやコーナーガード、チャイルドシートなど必要な設備を整えており、適切に使えていますか。
- もし、子どもが危険にさらされているような場面に会ったら、直感的に親がどのように反応するか観察しましょう。そのような場面に会わない場合は、同様の状況でどうするか親に認識を尋ねてみましょう。
- 子どもが道路を横切ることや、戸外で一人で遊ぶことを親が許しているのかを確認するか、尋ねてみましょう。
- 親以外の家族や関係機関にも調査して確認をしましょう。

イ 親が不在のとき
安全への対策をしていますか

- 家の中に親がおらず、子どもだけで留守番をする場合、子どもが安全に安心して過ごすことができるように、留守にする理由や留守にする時間、もし困ったときにはどうすればよいかなどを説明したり、親に代わって世話をしてくれる人をお願いしておくなどの準備や配慮をしていますか。
- 親に代わって世話をしてくれる人に確認をしましょう（親が不在の理由や期間はどのくらいか、世話をしてくれる人の年齢など）。
- 子どもだけで過ごす時間が長い場合は、安全確保のために一時保護を検討する必要があるかもしれませんので、しっかりと確認をして、児童相談所へ相談しましょう。
- 親の話や訪問だけではなく、近隣や関係機関など家族の暮らしをよく知っている地域の人へも調査を行い確認しましょう。

3 愛 情

ア 親

- ① 子どもの気持ちを察していますか
- ② 子どもの気持ちによりそっていますか
- ③ 子どもとのやりとりはどうか

○ 子どもが表すサイン（表情、ことば、態度、しぐさなど）を受け止め、子どもにわかるように声をかけたり、関わりを持っていますか。

○ 親が子どもに声をかける、関わりを持つなどのタイミングはどうでしょうか。

○ 子どもとのやりとりの質はどうですか。機械的なやりとりではなく、優しさや温かさが育まれるやりとりになっているでしょうか。

イ 親と子どもの関係

- ① 意見交流をしていますか
- ② 関係の質はどうですか

○ 食事や遊びなど、親子で行う活動場で子どもとどのような関係を持っているでしょうか。例えば、子どもとしっかりやりとりをしながら関係を持っていますか。また、子どもが色々な意見を言ったり、提案をしたときには、しっかりと聴き、それを受け止めようとしていますか。

○ 赤ちゃんの場合は、親へ積極的に甘えて安心感を求めたり、遊んでほしいときに探したりしますか。また、ミルクがほしいときに親へ手を伸ばしたり、お互いに微笑みあったりしていますか。

○ 赤ちゃんが授乳中にふれあいを求めて手を伸ばしたり、飲むのを中断して親と目をあわせて微笑みかけるなど、親と子どもが会話し、ふれあい、安心感やたわむれを求めるようなとき、どのような様子なのか確認しましょう。

○ 子どもに気質上（気性が激しい、マイペース過ぎる、集中力がないなど）または行動上（盗み、乱暴、自傷など）の問題が見られている場合は、すぐに障害と決めつけることなく、今後の支援のために、いつ、どこで、誰と、どのような場面で、どの程度その問題が見られているのか具体的な内容を記録しておきましょう。

○ 家庭訪問などを行っているときに、親子のやりとりが自然になされている場面に出会えたら、この項目を思い出してしっかり観察してみましょう。

○ 親子ともにやりとりを楽しんでいるのか、または、どちらか一方だけなのか、あるいは、どちらも楽しんでいるのかを注意して観察しましょう。

○ 親から子どもに対する働きかけが義務的であったり（例えば、授乳を義務的に行っているなど）、また、親が暇を持て余して子どもをからかったり、あざ笑うなどの様子が見られていたら、支援が必要な状態です。見落とさないように注意してください。

4 子どもの尊厳

ア おなじ目線から見た働きかけ 自分らしさが育まれるような働きかけをしていますか

- 例えば、子どもが2歳ぐらいいままであれば、一緒に絵本を読む、遊ぶ、家事など一緒に生活体験をするなどの活動を通じて、子どもの育ちを促すようにしているでしょうか。
- また、子どもの自己主張が強くなり、気持ちややる気も強くなるこの時期に、大きな声をあげることなく、子どもとおなじ目線から見ても共感できそうなものを探しながら、どう対処したらよいのか、考える時間を子どもにあげながら、自分らしさが育まれるようにしていますか。
- 「家事や仕事などに追われて時間が無い」「周囲からの応援がもつとほしい」など、どうしても難しい事情があつて、子どもへの働きかけが十分にできないというニーズを持つ親の場合は、そのことを記録しておきましょう。
- 子どもの年齢に応じた項目をチェックしましょう。
- 学齢期(小・中学生)の質問は4つの要素に分かれています。それぞれ要素は相互に関係しあっています。そのため、すべてが確認できなくても1つの要素で判断して、評価をすることもできます。

イ みとめてほめる

子どもの変化、成長、成果に気づき、それをみとめ、ことばにして伝えていますか

- 子どもが目的を達成したときや、一生懸命やったとき、親はそれをするようにみとめてほめていますか。また、それをみとめず、無視したりしていないでしょうか。
- 子どもが目的を達成したときや、一生懸命やったときに、親は子どもへのようないことばをかけているでしょうか。親の様子を確認してみよう(例えば、子どもに「すごいね。どんなふうにしてやったの?」と問いつけるのが、単に「よかったね」とだけほめているのでしょうか。または、無反応なのでしょうか)。

ウ みとめられないことをしたとき わかりやすく伝えていきますか

- 子どもがみとめられないことをしたとき、一方的に責める、感情的に叱るなどしていいでしょうか。
- もし可能ならば、子どもが叱られている場面を観察してみましょう。それが難しければ、具体的な場面を想定するなどして親に尋ねてみましょう。例えば「お子さんはかんしゃくを起こすことがありますか。もし、お母さんお父さんが疲れているときに、お子さんがかんしゃくを起こしたらどうしますか。」などと尋ねてみましょう。
- 無視する、あざ笑うなど自尊心が傷つくような伝え方をしていませんか。このような伝え方をしている場合は、早急に支援が必要です。
- 親の説明と実際とが違ってないかを注意深く観察しましょう。

エ 子どものプライドが傷ついたとき
しっかりと受け止め、支えていますか

○ 親が叱ったあとや、先生などから叱られたとき、または、成績が悪かったときなど、子どものプライドが傷つくようなことがあったときに、親はそれをどのように受け止めているでしょうか。実際の様子を必ず確認しましょう。もしそれが難しい場合は、近隣や関係機関など家族の暮らしをよく知っている地域の人に確認してください。

そして、親が子どもを拒否する、けなすなどしているのか、それともその子どもの良さを失わないように温かく、肯定的に受け止めているのか、そのどちらなのかを確認しましょう。

V 「子どもが心配」チェックシート 記入上の着眼点

□「子どもが心配」チェックシート（岡山版）

1 基本的な生活

項目	食	事	細事項	A	B	C	D	E
① 栄養バランスや食材に気を配っていますか	子どもの食事に関する知識があり、食材の安全性や、栄養バランスにも気を配っています。	子どもの食事に関する知識があり、食材の安全性や、栄養バランスにも気を配っています。	子どもの食事に関する知識があり、食材の安全性や、栄養バランスにも気を配っています。	子どもの食事に関する知識があり、食材の安全性や、栄養バランスにも気を配っています。	子どもの食事に関する知識があり、食材の安全性や、栄養バランスにも気を配っています。	子どもの食事に関する知識があり、食材の安全性や、栄養バランスにも気を配っています。	子どもの食事に関する知識があり、食材の安全性や、栄養バランスにも気を配っています。	子どもの食事に関する知識があり、食材の安全性や、栄養バランスにも気を配っています。
② 食事の量はどのくらいですか	いつも十分足りています。	足りています。	足りています。	足りています。	足りています。	足りています。	足りています。	足りています。
③ 育ちに合った食事をつくっていますか（子ども向けの味つけ、調理の工夫、盛り付けなど）	いつもつくっています。	なるべくつくるようにしています。	なるべくつくるようにしています。	なるべくつくるようにしています。	なるべくつくるようにしています。	なるべくつくるようにしています。	なるべくつくるようにしています。	なるべくつくるようにしています。
④ 食育を実践していますか（健康によい食べ物を食べ、自然環境や食料問題について考える力を育てる）	実践しています。	実践しています。	実践しています。	実践しています。	実践しています。	実践しています。	実践しています。	実践しています。

項目	細 事 項	イ	住	ま	い
A	① 安全に配慮して いますか	② 持ちや希望にそ うな部屋になってい ますか。また、掃除 は行き届いています か	③ 快適に暮らすた めの設備がそろっ ていますか(風呂、エ アコン、家具、学習 机、静かな学習に 適する部屋など)	すべてそろっていま す。	だいたいそろっていま すが、十分にそろえ ることができません。 子どものために、そ ろ最大限努力しようと しています。
B	十分配慮しています。	十分ではありませんが、 掃除は大丈夫です。 なっています。	十分ではありませんが、 掃除は大丈夫です。 なっています。	必要だと思っていま すが、十分にそろえ ることができません。 子どものために、そ ろ最大限努力しまし ています。	必要だと思っていま すが、十分にそろえ ることができません。 子どものために、そ ろ最大限努力しまし ています。
C	なるべく配慮していま す。	なっています。掃除 はするようにして います。	なっています。掃除 は十分にできていま す。	いくらかはそろって いますが、必ず必要 なものがないので、 そろえることが 難しいです。	必要だと思っていま すが、十分にそろえ ることができません。 子どものために、そ ろ最大限努力しまし ています。
D	危ないところがありま すか、やろうと思えば修理な ど自分で改善すること ができます。	危ないところがあり ません。掃除を十分 できています。	危ないところがあり ません。掃除を十分 できています。	必要なものをそろ えることが難しい です。	必要なものをそろ えることが難しい です。
E	危ないところがあり ません。	危ないところがあり ません。掃除を十分 できています。	必要なものをそろ えることが難しい です。	必要なものをそろ えることが難しい です。	必要なものをそろ えることが難しい です。

注：「安全に配慮していますか」＝修理などが必要なら家主によってなされている場合は考慮しませんが、住居の改善のために自分自身で努力をした場合は考慮しましょう。

注: 「安全に配慮していますか」⇒修理など福祉機関や家主によってなされている場合は考慮しません。しかし、親が貸付金(ローン)または補助金を使ったり、住居の改善のために自分自身で努力をした場合は考慮しましょう。

項目	細 事 項	ウ	衣	服
	③ 身なりを整えて いますか	① 暑さ寒さに応じ た服を着ていますか	② 毎日、体にあ ったサイズの服を着 ています。	③ 身なりを整えて いますか
A	必ず整えています。	暑いです。 品質や着心地のよい ものを選んでいま す。	暑いです。 サイズもあわせてい ます。	必ず整えています。
B	だいたい整えています。	暑いです。 品質や着心地のよい ものを配っています。	暑いです。 サイズもあわせてい ますが、体にあって います。	だいたい整えています。
C	必ず整えています。	暑いです。 品質や着心地のよい ものを配っています。	暑いです。 サイズもあわせてい ますが、体にあって います。	必ず整えています。
D	必ず整えています。	暑いです。 品質や着心地のよい ものを配っています。	暑いです。 サイズもあわせてい ますが、体にあって います。	必ず整えています。
E	必ず整えています。	暑いです。 品質や着心地のよい ものを配っています。	暑いです。 サイズもあわせてい ますが、体にあって います。	必ず整えています。

注: きちんと洗濯やアイロンかけをした服を着ていますか。また、子どもが衣服の快適さを保つ方法を身につけられるようにしますか。身なりを整えることは、「自分らしさ」(子どもの尊厳)を育むことにつながります。

項目	細 事 項	潔 清			薬		
	○清潔を保つ習慣が身につくようにしていますか				0～4歳	5～7歳	8歳以上
A	毎日決まった時間にお風呂に入ります。身なりも整えています。	毎日決まった時間にお風呂に入ります。			細やかに気がつき、いつも見守り、必要な習慣が身につくよう手伝っています。	細やかに気がつき、いつも見守り、必要な習慣が身につくよう手伝っています。	細やかに気がつき、いつも見守り、必要な習慣が身につくよう手伝っています。
B		毎日決まった時間に入ります。日によって時間が変わることがあります。1歳を過ぎている場合、毎日入ります。			細やかに気がつき、子どもが自分でするように見守ります。	細やかに気がつき、子どもが自分でするように見守ります。	細やかに気がつき、子どもが自分でするように見守ります。
C		毎日お風呂に入ります。身なりは、たまにしか整えています。			細やかに気がつき、手伝っています。	細やかに気がつき、手伝っています。	細やかに気がつき、手伝っています。
D		入るとき、お風呂に入りたまにしか、お風呂に入れません。			入るとき、手伝った見守ります。	入るとき、手伝った見守ります。	入るとき、手伝った見守ります。
E		入るとき、お風呂に入ります。身なりは、たまにしか整えています。			入るとき、手伝った見守ります。	入るとき、手伝った見守ります。	入るとき、手伝った見守ります。

項目	細 事 項	A	B	C	D	E
----	-------	---	---	---	---	---

① 健康に不安があるときは、病院を受診していますか	医師との約束を守り、必ず受けています。都合がつかなくても何とかします。	治療の必要性に疑問を感じたり、どうしても治らないときは、必ず受けています。	子どもの治療を受けさせるように3回すすめてもらいます。	子どもの治療を受けさせるように3回すすめてもらいます。	子どもの治療を受けさせるように3回すすめてもらいます。
② 必要な治療を受けていますか	子どもの健康に関する情報に関心をよせています。予防接種なども必ず受けています。	特別な理由がない限り、関心をよせています。予防接種なども必ず受けています。	親の都合で十分に関係心をよせられません。予防接種なども受けさせています。	特別な理由はありません。必要な医療を受けたいと思っています。	特別な理由はありません。必要な医療を受けたいと思っています。
③ 子どもの健康に関する情報に関心をよせていますか	特別な理由がない限り、関心をよせています。予防接種なども必ず受けています。	特別な理由がない限り、関心をよせています。予防接種なども必ず受けています。	特別な理由はありません。必要な医療を受けたいと思っています。	特別な理由はありません。必要な医療を受けたいと思っています。	特別な理由はありません。必要な医療を受けたいと思っています。
④ 専門家のアドバイスを活用していますか	しつかり、活用しています(意見が食い違う場合は、そのかぎりでないことがあります)。	特別な理由がない限り、活用しています。	特別な理由はありません。必要な医療を受けたいと思っています。	特別な理由はありません。必要な医療を受けたいと思っています。	特別な理由はありません。必要な医療を受けたいと思っています。

注: ④は、子どもが障害や慢性疾患(診断を受けてから3ヶ月後)を持っている場合、もしくは病気の場合どのようにしているのか回答してください。

項目	細 事 項	7 子どもの様子 (年齢)	
		幼稚園 ~ 小学校低学年	小学校高学年 ~ 中学校
A	② ①の危険への対策をしていますか	あらゆる危険を予測し、屋内外でしっかりと対策をしています。	安全な場所、門限まで外出を許可しますが、必ず確認しています。
		屋内でいれています。	安全そうなら、よく知らない場所でも外出を許可しています。
		安全とわっている所から対策しています。	安全そうなら、よく知らない場所でも外出を許可しています。
		屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、
		屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、
B	② ①の危険への対策をしていますか	屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、
		屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、
C	② ①の危険への対策をしていますか	屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、
		屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、
D	② ①の危険への対策をしていますか	屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、
		屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、
E	② ①の危険への対策をしていますか	屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、
		屋内外であきらかな危険があれば、対策をします。	外出先を知らないこと、思っているで気がしませんが、

「子どもが心配」チャートブック (岡山版)

項目	細 事 項	7 子どもの様子 (年齢)	
		移動できていない時期	ひとりで移動できるようになった時期
A	② ①の危険への対策をしていますか	そばを離れることは、ほとんどありません。いっても、子どもを注意深くあつかい、寝かせたりしています。	子どもが動く範囲内の事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
		そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
		そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
		そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
		そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
B	② ①の危険への対策をしていますか	そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
		そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
C	② ①の危険への対策をしていますか	そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
		そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
D	② ①の危険への対策をしていますか	そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
		そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
E	② ①の危険への対策をしていますか	そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。
		そばを離れることも、たびたを離れていいても、あまり確認しません。	事故が起こる危険性が高いものについては、しっかりと対策をしています。

2 安全・安心

「子どもが心配」チャートブック (岡山版)

項目	7歳以上	5歳以上	0～4歳
③外出したとき、安全に気をつけていますか			
細事項			
A	必ず気をつけています。 ③、ベレーカーの利用、3歳未満であれば、抱き、ベレーカーの利用、手をつないで歩くなどしています。	だいたい気をつけています。 3～4歳であれば、常目の周く範囲では自由にが前を歩き、後ろからついてきます。 3～4歳であれば、大人が前を歩き、後ろからついてきていていまいきまなから自由に歩いていきます。ついでにきいていけるくらい返って確認しています。	だいたい気をつけています。 3～4歳であれば、大人が前を歩き、後ろからついてきています。 3～4歳であれば、大人が前を歩き、後ろからついてきていていまいきまなから自由に歩いていきます。ついでにきいていけるくらい返って確認しています。
B	だいたい気をつけています。 5～8歳であれば、中学生以上の子どもと一緒に歩けることが多い危険な道や交通量の多い危険な道や交差点を渡るとき、大人が付き添い、みんなが渡っています。	だいたい気をつけています。 5～8歳であれば、中学生以上の子どもと一緒に歩けることが多い危険な道や交通量の多い危険な道や交差点を渡るとき、大人が付き添い、みんなが渡っています。	だいたい気をつけています。 5～8歳であれば、中学生以上の子どもと一緒に歩けることが多い危険な道や交通量の多い危険な道や交差点を渡るとき、大人が付き添い、みんなが渡っています。
C	危険なと感じれば気を付けています。 5～7歳であれば、年上の子どもと一緒に歩けることが多い危険な道や交差点を渡るとき、大人が付き添い、みんなが渡っています。	危険なと感じれば気を付けています。 5～7歳であれば、年上の子どもと一緒に歩けることが多い危険な道や交差点を渡るとき、大人が付き添い、みんなが渡っています。	危険なと感じれば気を付けています。 5～7歳であれば、年上の子どもと一緒に歩けることが多い危険な道や交差点を渡るとき、大人が付き添い、みんなが渡っています。
D	あまり気にしていません。 5～7歳になれば、交通量の多い危険な道や交差点を渡るとき、大人が付き添い、みんなが渡っています。	あまり気にしていません。 5～7歳になれば、交通量の多い危険な道や交差点を渡るとき、大人が付き添い、みんなが渡っています。	あまり気にしていません。 5～7歳になれば、交通量の多い危険な道や交差点を渡るとき、大人が付き添い、みんなが渡っています。
E	まったく気にしていません。 3～4歳であれば、大人が付き添い、みんなが渡っています。	まったく気にしていません。 3～4歳であれば、大人が付き添い、みんなが渡っています。	まったく気にしていません。 3～4歳であれば、大人が付き添い、みんなが渡っています。

□「子どもが心配」チェックシート(岡山版)

項目	細事項	7 子どもが顔 をのぞく時
A	なっています。思い つく対策はすべてとっ ています。 カメラ付パソコン、コ ンセントカバー、ナビ ゲーター、コーナーガ ード、転落防止対策 グッズ対策、ナビバ ーチャスレバ電話な ど。	④ 家の中は子ども にとって安全な場所 になっていますか
B	なっています。必要な対 策はできるだけとるよう にしています。 ドアやガラス、電気製品な どの安全対策、子どもの 手の届かないところに薬 や洗剤などを置く、煙感 知器の設置など。 （お金、時間）余裕がな ければ緊急的な対策が、 自分で修理をしています。	
C	だいたいなっています。 必要な対策が十分でき ていない面があります。 ほんのわずかな応急的 な対策が、自分で修理を しています。	
D	あまりなっていません。 修理してないものもあ り、クガなどをするかもし れません（不安定に置か れている家具、電気製品 など）。	
E	なっていません。 修理してないものや、 明らかに危険なものかその ままだになっています（割れ たガラス、塩素系漂白剤や 殺虫剤など）。	

注：自転車用ヘルムット、車の安全座席（チャイルドシート）、スポーツ用安全ウェアなども併せて、②と④を評価する際の参考にしてください。

注：自転車用ヘルメット、車の安全座席（チャイルドシート）、スポーツ用安全ウェアなども併せて、②と④を評価する際の参考にしてください。

項目	イ
細事項	○安全への対策を てしますか
A	必ずしています。 信頼できる大人に世話を頼んでいます。 中学生以下の子もたけに世話を頼むことはありません。
B	だいたいしています。 1～12歳であれば、やむを得ない場合、かぎられた時間だけ、信頼できるところで中学生以上の人に世話が休養するのために10～13歳の（頼むのに適していない）子どもに世話を頼むことがあります。
C	危ないと感じればしま す。 0～9歳であれば、親が休養するために8～10歳の信頼するのに適していない子どもに世話を頼むことがあります。
D	あまり気にしていません。 0～7歳であれば、親が休養するために8～10歳の留守番をさせることがあります。
E	まったく気にしていません。 0～7歳であれば、親が休養するために8～10歳の留守番をさせることがありましてもしくは、8歳以下の子どもが信頼できない大人に世話を頼むことがあります。

3 愛 情

項目	細 事 項	親	① 子どもの気持ち を察していますか	② 子どもの気持ち によりそっていますか	③ 子どもとのやりと りはどうですか
A	ことばや態度ではっきり と表す前に察しています。 子どもが表すほんのわず かなサイン(ことば、態 度)であっても、しっかりと 受け止めています。	ことばや態度ではっきり と表すとおかやります。 子どもが表すサインがほ とつきりしていれば、理解し ておきます。	ことばや態度で表す 前でも、よりそっていま す。	子どもの気持ちが満 たされるように、物心と もに十分できています。 子どもが表すサイン に対して誠実に応じて から解消することは十分 できます。そのため、子 どものサインの な面ややりとりは温かく、 子どもが安心できていま す。	子どもの気持ちが満 たされるように、物心と もに十分できています。 子どもが表すサイン に対して誠実に応じて から解消することは十分 できます。そのため、子 どものサインの な面ややりとりは温かく、 子どもが安心できていま す。
B	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	子どもが辛そうにして きたらよりそいますが、夕 時間に余裕があるか、 いたよりそいます。	子どもの気持ちが満 たされるようにしていま す。	子どもの気持ちが満 たされるようにしていま す。
C	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	子どもが辛そうにして きたらよりそいますが、夕 時間に余裕があるか、 いたよりそいます。	子どもの気持ちが満 たされるようにしていま す。	子どもの気持ちが満 たされるようにしていま す。
D	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	子どもが辛そうにして きたらよりそいますが、夕 時間に余裕があるか、 いたよりそいます。	子どもの気持ちが満 たされるようにしていま す。	子どもの気持ちが満 たされるようにしていま す。
E	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	子どもが辛そうにして きたらよりそいますが、夕 時間に余裕があるか、 いたよりそいます。	子どもの気持ちが満 たされるようにしていま す。	子どもの気持ちが満 たされるようにしていま す。

項目	細 事 項	親	① 意見交換をして いますか	② 関係の質はど うですか
A	積極的に行っています。 親から意見を伝える ことが多いです。	子どもの意見に尊重して います。 対立した場合でも、子 どもの意見を尊重して います。	子どもの意見に尊重して います。 対立した場合でも、子 どもの意見を尊重して います。	子どもが楽しめるよう な関係をいつも持つて います。 親も楽しんでいていま す。
B	子どもの気持ちに寄り 添うよう努めています。 子どもが表すサインがほ とつきりしていれば、理解し ておきます。	子どもの気持ちに寄り 添うよう努めています。 子どもが表すサインがほ とつきりしていれば、理解し ておきます。	子どもの気持ちに寄り 添うよう努めています。 子どもが表すサインがほ とつきりしていれば、理解し ておきます。	子どもの気持ちに寄り 添うよう努めています。 子どもが表すサインがほ とつきりしていれば、理解し ておきます。
C	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。
D	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。
E	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。	泣いたり、怒ったりす るかわります。 サインのあるサインを とらえ、理解し ておきます。

注: 子どもに気質上の問題(気性が激しい、マイペース過ぎる、集中力がないなど)または行動上の問題(盗み、乱暴、自傷など)があり、調査の結果、1の項目の評価は行わず、2の評価(特に②の評価)は、実態を反映したものとは言えません。
そのため、1の項目の評価は行わず、2の評価(特に②の評価)は、実態を反映したものとは言えません。

項目	細事項	7 (半録) けやき書た洞ひやき録面てなおも	
A	○自分らしさが育まれるよう、必要な働きかけをしていますか (続)	2～4歳 (続)	お祝い 季節ごとのお祝いも、子どものお祝いも欠かさず、盛大にしています。
			外出 近場や遠方に関わらず子どもが楽しめる場所へよく出かけます。
			公園など近場で子どもが楽しめる場所や、ときどき遠方(動物園、遊園地など)へ出かけます。
			季節ごとのお祝いも、子どものお祝いも欠かさず、盛大にしています。
			季節ごとのお祝いはしませんが、子どものお祝いはしないことがあります。
B			近場で子どもだけで遊んでいます。外出は買い物につれていくぐらいです。
C			子どもは家の近くの通りで遊んでいるかもしくは親で、友人と遊びに出かけます。
D			子どもは家に近く、近場や遠方に関わらず子どもが楽しめる場所へよく出かけます。
E			子どもは家に近く、近場や遠方に関わらず子どもが楽しめる場所へよく出かけます。

口「子どもが心配」チエツクシート(岡山版)

項目	細事項	4 子どもの尊厳	
A	○自分らしさが育まれるよう、必要な働きかけをしていますか	2～4歳	おもちゃ 安全で楽しみなから、おもちゃや道具を、しっかりと用意しています。
			やりとり しゃべり持つように心がけています。一緒に遊ぶ、話をし、物語を聞き聞かせるなどして、やりとりの種をたくさん選んでいます。
			必要なのは用意します。必要なのは用意します。必要なのは用意します。
			必要なのは用意します。必要なのは用意します。必要なのは用意します。
			必要なのは用意します。必要なのは用意します。必要なのは用意します。
B			必要なのは用意します。必要なのは用意します。必要なのは用意します。
C			必要なのは用意します。必要なのは用意します。必要なのは用意します。
D			必要なのは用意します。必要なのは用意します。必要なのは用意します。
E			必要なのは用意します。必要なのは用意します。必要なのは用意します。

口「子どもが心配」チエツクシート(岡山版)

VI 「子どもが心配」 チェックシート

兒童名

“The Graded Care Profile (GCP) Scale ~ A qualitative scale for measure of care of children ~”を
もとに、岡山県基準等作成ワーキング・グループが作成(2008)

Ⅶ 「子どもが心配」チェックシート 児童票

「子どもが心配」チェックシート 児童票

児童名 _____ ケース番号 _____

生年月日 _____ 記入年月日 _____

親の氏名 _____ 記録者氏名 _____

カテゴリー	項目	評価					カテゴリー 評価	備考
		A	B	C	D	E		
1 基本的 生活	ア 食							
	イ 住 ま い							
	ウ 衣 服							
	エ 清 潔							
	オ 健 康							
2 安 全 心 事	ア 親と一緒にいるとき							
	イ 親が不在のとき							
3 愛 情	ア 親							
	イ 親と子どもの関係							
4 子 子 ど 母 の 尊 厳	ア おなじ目線から見た 働きかけ							
	イ みとめてほめる							
	ウ みとめられないことを したとき							
	エ 子どものプライドが 傷ついたとき							

- 当面の支援の目安を設定する項目
- ・「目安を設定する項目」には、領域／項目／細事項の順に記載すること。
- (例：3/イ/①＝愛情／親と子どもの関係／意見交流をしていますか)
- ・不釣り合いに低い評価のある項目は、「使い方」を参照して確認すること。

目安を設定する細事項	現在の評価	目安とする評価	期 間	備 考
1 / / /				
2 / / /				
3 / / /				
4 / / /				
5 / / /				

“The Graded Care Profile (GCP) Scale ～ A qualitative scale for measure of care of children ～”をもとに、岡山県基準等作成ワーキング・グループが作成(2008)

岡山県子ども虐待防止専門本部 児童相談に係る基準等作成グループ
(市町村児童家庭相談実践ガイドライン検討作成委員会)

リーダー(委員長) 倉敷児童相談所 (Kurashiki Children's Consultation Office) サブリーダー 子育て支援課 メンバー(委員) 中央児童相談所判定課	所 長 水 島 真寿美 (Director) (Masumi Mizushima)
倉敷児童相談所相談課	主 幹 嶋 田 俊 幸
津山児童相談所業務課	課 長 内 田 敏 隆
津山児童相談所保健課	主 幹 長 嶋 田 俊 幸
子育て支援課	主 幹 長 嶋 田 俊 幸
スーパードクター	主 幹 長 嶋 田 俊 幸
中国学園大学子ども学部子ども学科	主 幹 長 嶋 田 俊 幸
国際協力	主 幹 長 嶋 田 俊 幸
事務局	主 幹 長 嶋 田 俊 幸
福祉相談センター総務企画課	主 幹 長 嶋 田 俊 幸

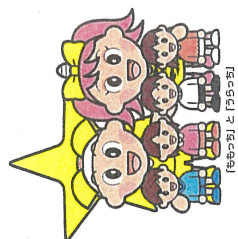
「『子どもが心配』チェックシート(岡山版)」パンフレット版作成ワーキンググループ

リーダー(委員長) 福祉相談センター総務企画課 メンバー(委員) 中央児童相談所 子ども支援課	主 任 葉 師 寺 真
倉敷児童相談所	主 任 葉 師 寺 真
津山児童相談所	主 任 葉 師 寺 真
福祉相談センター総務企画課	主 任 葉 師 寺 真
スーパードクター	主 任 葉 師 寺 真
中国学園大学子ども学部子ども学科	主 任 葉 師 寺 真
岡山県精神科医療センター	主 任 葉 師 寺 真
事務局	主 任 葉 師 寺 真
子ども未来課	主 任 葉 師 寺 真

連絡先：
岡山県岡山市北区南2丁目13-1
岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館(きらめきプラザ)
岡山県福祉相談センター総務企画課
TEL (086) 235-4844 FAX (086) 235-4156
E-mail: hukushi@pref.okayama.lg.jp

「子どもが心配」チェックシート(岡山版) [平成22年度改訂]
(Okayama Prefecture's very own version of "The Graded Care Profile(GCP) Scale")

2009年3月16日(16.March,2009) 初版第1刷発行
2011年3月31日(31.March,2011) 改訂第1刷発行
作 成：葉師寺 真 内田敏子 嶋田俊幸 三貴 池上幸子 花房恭子
港 かおり 正能和美 白井美保 清水妙子 山浦浩一郎 染川 智
安藤 恵 三宅尚美 石橋道子 山添陽子
発 行：岡山県 (Okayama Prefectural Government)



子どもの虹情報研修センター

日本虐待・思春期問題情報研修センター

紀要 No.11 (2013)

発行にあたって	小林美穂子
論 文	・「行方不明」の子どもたち 保坂 亨
特別講演 より	・公開講座「原発事故と子ども～子どもの未来を考える～」 神戸 信行 ・公開講座「原発事故と子どもの健康」 黒部 信一 ～子どもの未来を考える～
研修講演 より	・暴力とは何か 大淵 憲一 ・子どもの育ちと暴力 小倉 清 ・ステップファミリーの子育て支援 津崎 哲郎
小論・ エッセイ	・つなぐ願い 第7回子ども虐待防止オレンジリボン たすきリレーを終えて 増沢 高
実践報告	・「子どもが心配」チェックシート(パンフレット版)の 開発と活用 薬師寺 真 ・新潟県三条市の取組み ・三条市子ども・若者総合サポートシステム 久住とも子 ・地域における家庭支援 ～秋田市家庭児童相談所における児童虐待防止の取組から～ ハノ安理子

事業報告
・平成24年度専門研修の実績と評価
・平成24年度の専門相談について

○ 「子どもが心配」チェックシート(パンフレット版)の 開発と活用

岡山県倉敷児童相談所
薬師寺 真

はじめに

子どもの虐待致死事案では、直接支援に携わった公的機関や母親の責任が厳しく問われる。こうした現状は、児童福祉の真の意味での創造と成熟に大きな影響を及ぼす。それだけに、児童福祉の施策と実践に関わるものは、その現状を起点として、私たちの社会を「子ども中心」社会へと変革していくための道筋を明らかにする責任があると考ええる。

岡山県では、「子ども中心」社会を構築していくための手立ての一つとして、児童福祉の施策立案者と実践者、研究者が協働で「子どもが心配」チェックシート(岡山版) (以下、「チェックシート」という。)を開発した。そして現在、その活用を通じて子どもと大人との関係性の見直し作業が始まっている。

本稿では、この開発に至った背景を踏まえ、①児童相談所の事例分析作業を通じて見えてきた、子どもと家族の支援において陥りやすい異とその改善の手立ての模索作業としてのチェックシートの開発と内容、②児童福祉領域を超えて一般社会で活用可能なチェックシートの汎用性の発見について述べていく。

I 開発の背景

1. 子どもの安定した暮らしを支援するシステムの構築へ

児童相談所における虐待対応件数で、最も多い種別がネグレクトであることは岡山県の特徴である^(注1)。しかし、児童相談所では、その特徴が顕著に現れた2003年(平成15年度)以降も、ネグレクト事例に対する効果的な支援の創りにくさから、適切な支援の重要性を認識しつつも、それに応じた優先性を置い

ていたわけではなかった。

ところが2007年(平成19年)に、ある虐待致死事案に遭遇したことから、ネグレクトは子どもの育ちを阻害し、長期的にその状態が繰りば、命すら脅かされる事態に至ってしまうことを児童相談所は知ることとなった。

岡山県は、事案の発生を受けて初めて第三者委員会(以下、「委員会」という。)を設置し、検証作業を行った。そして、もはや現状は手をこまねいている場合ではなく、事案の検証作業を契機として、懸案であったネグレクトにある子どもへの支援体制を構築することが喫緊の課題と位置づけ、施策と実践の両面において、子どもの安定した暮らしの支援システムを構築することへと向かったのである。

2. ワーキンググループから導き出された対策

岡山県では、委員会の提言を具体化するために3つのワーキンググループを設置した。その1つが「児童相談に係る基準等作成ワーキンググループ」(以下、「ワーキング」という。)である。チェックシートは、第1期ワーキング(2007年(平成19年)8月から2008年(平成20年)3月まで)の作業成果の一つとして開発された。

ワーキングは、県の福祉と保健分野における施策と実践部門の責任者によって構成されている「岡山県子ども虐待防止専門本部」内に設置された。これは検証結果を県の施策と実践へ反映するためである。メンバーは、実践者である児童福祉司、児童心理司、保健師、施策立案者である県庁職員、そして研究者である大学教授という三者三様の立場にある人材11名によって構成された。ワーキングは、具体的な検討を実践者だけに任すのではなく、委員会委員であっ

た大学教員、施設立案者である県庁職員が、すべての検討段階において協働したことが特徴である。ワーキングがまず取り組んだのは、児童福祉実践の質を高めるため、英国の児童保護について学ぶことであった。その際、参考にしたのが、当時、我が国にも紹介されつつあった英国の子どもと家族のためのニーズアセスメントの枠組み（以下、「枠組み」という。）（図1）である。

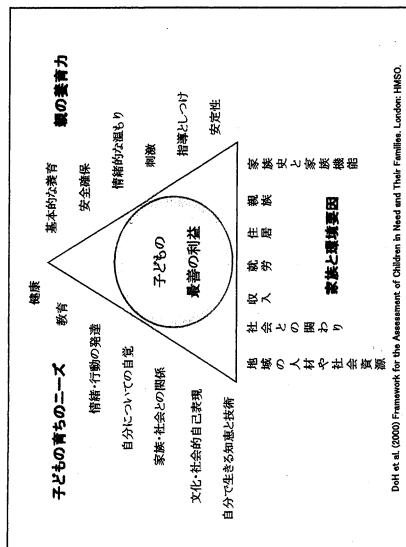


図1 子どもと家族のためのニーズアセスメントの枠組み

枠組みは、「子どもの育ちのニーズ」「親の養育力」「家族と環境要因」という3つの側面から成り立ち、それぞれ側面はアセスメントすべき主要な要素により構成されている。そのため、子どもの最善の利益が確保されているかどうかという点を多面的に把握できることから、これを活用することで、地域から児童相談所までの一貫した支援の展開が可能となる。ワーキングが、その枠組みに注目した背景には、虐待種別の中でも、とりわけネグレクトの事例については、相談が開始される初期の段階で適切な支援の導入がなされておらず、児童相談所が介入した時点では、事態がかなり深刻化している場合が多くみられることを実感していたからである。

学びは、枠組みを参考にしつつ、これまでメンバーが対応してきた事例に丁寧に振り返る作業を積み重ねる方法で展開した。そして、メンバー自身が現在すでに持っている視点やできている支援も確認されたが、一方で未だに十分持っていない視点やできない支援も見えてきたのである。そのことを契機に、集中的に事例分析作業を進めたところ、児童

士台をどこに築けばよいのかということも思考すること自体を極めて難しくすることに繋がりがわかない。そうなれば、子どもを親や家族、地域から分離することを避けるしかなくなってしまう恐れがある。ワーキングでは19回の事例検討作業を経て、子どもたちが地域から施設へと生活の場を移行し、その期間が長期化する流れが強い岡山県の実情は、他領域の福祉とは逆行した流れであり、長年、児童相談所が実践の拠り所としていた福祉ではないことを再認識したのである。ところが実情は、ストレングスに関する情報を実際のケース記録から読み取ろうとすると、ケース記録の情報は、親や周辺の大人に関するものばかりで、子ども自身に関する情報が少なく、しかもリスクに関する情報がほとんどないこと

り、ストレングスに関する情報はほとんどないことが発見された。児童相談所は、子どもを中心に支援を展開する機関であることから、子ども自身に関する情報を意識的に収集すること、日頃からストレングスとリスクの両面を捉える視点で情報収集すること、そして、それらをきちんと記録していくことの重要性が共有された。

(2) 多機関協働による一貫した重層的な支援を推進する

2点目は、多機関協働による一貫した重層的な支援を推進することの重要性である。児童相談所が保

障を推進することの重要性である。児童相談所が保

有する情報のうち、親に関する情報の量は膨大である。しかし、その内訳は親と職員との面会、通話等の記録が多く、親の子育てに関する力量（養育力）をアセスメントする上で必ずしも重要ではないものも含まれている。また、親の関わりが長期間に及んでいく中で、親自身が、少しでも改善する傾向を示したり、職員等の関係者の助言を聞き入れる態度を見せたりすると、それが、親の子どもに対する接し方の変化や子ども自身の変化にどのように結びついているのか、という部分の評価よりも、「親は頑張っている」「変化が見られる」などという判断に陥る可能性がある。そのような判断に陥らないためには、親の養育力を「子どもに対する最低限の衣食住を満たしている」という視点だけで捉えるのではなく、「衣食住も含めた子どもへの育ちにとって不可欠と考えられるカテゴリーについて、親が子どものことを最優先に考え、その質まで満たしているか」という視点でアセスメントできることの重要性が共有された。そのことは、アセスメントの対象を虐待やネグレクトの子どもたちに限定した視点から、すべての子どもたちへと視点の切り替えを可能とする鍵であるとともに、地域における子育て支援活動と市町村や児童相談所が行っている虐待防止活動を繋ぐことになり、多機関協働による一貫した重層的な支援を推進すると考えたのである（註2）（図2）。

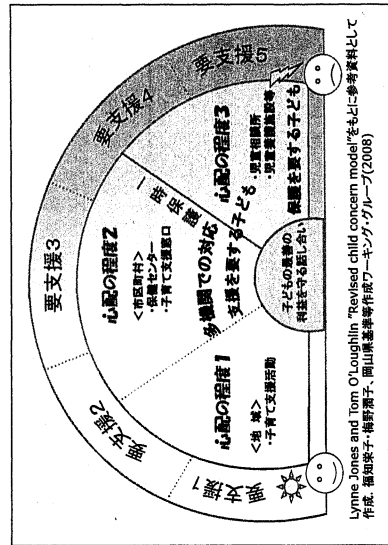


図2 「子どもが心配」要支援モデル

(3) 子どもと親が参画する（当事者参画の促進）

3点目は、子どもと親の参画（当事者参画）の重要性である。子どもと親の参画（当事者参画）は、基本的な協働であり、多機関協働による一貫した重層的な支援の推進の前提となっている。しかしながら、岡山県では要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議に子どもや親が参画している事例はなかった。また、子どもや親が参画して実際にその暮らしを支えている子どもや親の親、地域住民、塾や学童保育の指導員、スポーツクラブの指導者など（以下、「子どもに身近な地域の支援者」という。）が参画している事例もなかった。在宅支援を中心に展開するネグレクトなどの事例では、子どもに身近な地域の支援者が参画し、子どものニーズを満たす意図と役割を持って関わることで、子どもにとって良い結果をもたらす直接的な支援となる。それに加えて、子どもに身近な地域の支援者の参画は、その子どもの将来の暮らしを豊かにするための人との関係性を築くことにも繋がっていく。このような子どもと親の参画（当事者参画）や子どもに身近な地域の支援者の参画の必要性が共有された。

そうした子どもや親、子どもに身近な地域の支援者の参画がすすんでいない背景には、守秘義務がある。要保護児童対策地域協議会は、参画の課題を解消するための仕組みであるはずだが、全国的に見ても子どもに身近な地域の支援者はおろか、NPOなどの民間団体の参画もあまり進んでいない。そもそも、要保護児童対策地域協議会という法定協議会には子どもや親の参画は初めから設定されていないように思われる。

守秘義務以外にも課題はある。(1)に記載したストレンダスとリスクの両面を捉えるアセスメントがないことである。子どもや親、家族、環境の持つストレンダスよりもリスクに注目した情報が多ければ、必然的に参画は困難なものになる。もし仮にストレンダスとリスクの両面を捉えるアセスメントがあったとしても、従属関係を感じさせる表現や専門用語が多用されたものであれば、参画は困難になる。そのため、使用するアセスメントは、ストレンダスとリスクの両面に注目し、「お腹一杯食べています

か。」とか「勉強していますか。」といったようなわかりやすい言葉で示していくことが欠かせない。そして、支援計画は、一定期間で実現が可能な計画を子どもや親と協働して策定していく過程を通じて見直しを立てることが大切である。

II 「子どもが心配」チェックシート (パンフレット版)

1. チェックシートの開発

チェックシートは、多様な支援ニーズ（虐待やネグレクトを含む）を持つ0歳から15歳までの子どもに対して、親と子どもの暮らしを支えているすべての関係者（以下、「関係者」という。）が共通に使えるアセスメントツールの1つである。

チェックシートは、親の養育力を、親を中心としてではなく、子どもの最善の利益の確保という観点から、子どもが置かれている状況を判断するための目安とすることを可能としている。それに加えて、今後の支援目標を親と一緒に設定することも可能とする英国で考案されたアセスメントツールである。岡山県では、著作者から使用許可を得て、日本の風土や生活習慣に適合させつつ、児童相談所が取扱った事例の分析結果をもとに改良を加えながら2009年（平成21年）3月に開発した。

2. チェックシートの普及

チェックシートの普及にあたっては、市町村へ一方的に配布するという方法を採用せず、開発に携わった職員が実践現場に直接参画して説明を行い、その場でフィードバックを得ることを繰り返すという方法を採用している。

普及は、まず、2009年（平成21年）4月から10月までの間に、県内3カ所の児童相談所管内から1市ずつ計3市の協力を得て展開した。具体的には、民生・児童委員、保健師、教員など地域で子どもの支援にあたる関係者を対象とした虐待防止研修会の機会を通じて、チェックシートの考え方や使用方法の説明、模範事例を用いたグループワークを実施し、研修会終了後には、グループ内で話し合われた内容

の聴き取り調査や事後アンケートの回収を行っている。それと併行して、家庭児童相談員や保健師、児童相談所職員や児童養護施設職員など実際の支援にあたる専門職が、チェックシートを個別の事例に使用した感想の聴き取り調査を実施した。研修会は計10回、聴き取り調査を行った対象者は389名に及んだ。

その結果、チェックシートは、民生・児童委員に比べると保健師や教員等の方が「活かせる」と感じることや、「子どもを見る視点が変わった」「虐待に限らず、気になる子どもや支援を必要としている子どもへの支援が効果的にできる方法であると思う」「現場では親を責めてしまいがちであるが、チェックシートを使用することで、子どものためにここを一緒にやっというポジティブな支援ができる」など、参加者の子育て観を「子ども中心」の考え方へと転換を図る効果があることが明らかとなった。一方では、「内容が専門的である」「親を参加させることは難しい」「チェックシートがどの程度浸透し、賛同を得られるかがポイントである」といったようなチェックシートを使用するにあたっての不安が残っていることも明らかとなり、その結果を踏まえて翌2010年（平成22年）にチェックシートの改訂作業に着手した。こうして誕生したのが、「子どもが心配」チェックシート（パンフレット版）（以下、「パンフレット版」という。）である。

3. パンフレット版の開発

岡山県では、2007年（平成19年）の虐待致死事案の委員会の提言を受けて、児童相談所の体制強化を

目的として多くの職員を採用した。チェックシートの改訂作業は、そうした新人職員の人材育成の一環として位置づけられて展開した。

作業は、まず、チェックシートの開発の経緯の理解から始まり、考え方や使用方法の説明など、普及の際と同様の内容で行い、その後、実際のネグレクト事例への使用と結果の分析をしている。

パンフレット版は「親と関係者が一緒に使う」というチェックシートが想定している視点に、「親自身が使用する」という新たな視点を加えた。なぜなら、その視点を加えることで、チェックシートでは配慮が充分ではなかった「当事者参画の促進」を明確に意識した改訂作業を行うことができ、普及の調査結果から明らかとなった「チェックシートを使用するにあたって感じる不安」への対策にも繋がると考えたからである。そして改訂作業は、新人職員のアイデアや意見も取り入れながら、親が気軽に手にとれるようなデザインやサイズへの変更、わかりやすい文章表現への修正という方向へと向かうことになった。

4. 基本となる考え方

パンフレット版は、チェックシートと同様に「子ども中心」という考え方を基本としている。具体的には次の3点である。

- ①親が子どものニーズをしつかりと満たすことができること（親の養育の水準）
- ②親の都合や欲求より子どものことを最優先に考え、それを実践していること（親の子どものもの

原 則	A	B	C	D	E
親の養育の水準	子どものニーズは何かも満たされている。	必要不可欠なニーズは満たされている。	必要不可欠なニーズは満たされている。	必要不可欠なニーズは満たされている。	必要不可欠なニーズは満たされていない。
親の子どもとの向き合い方	子どもが優先	子どもが優先	子どもは親と同等	子どもが後	子どものことは考えていない。
親の養育の質	最も良い。	適切	はつきりしない。	不十分	最も悪い。

*The Graded Care Profile (GCP) Scale ~ A qualitative scale for measure of care of children ~ 7歳以下、親は保護者や児童福祉関係者（児童相談所職員）が評価（作成2006）

図3 基本となる考え方

向き合い方)

- ③子どもの育ちに必要なものや関わるの質も考慮していること（親の養育の質）
- 親の養育力をこの3つの視点から捉え、5つの段階で評価している（注3）（図3）。

5. カテゴリーの構成

パンフレット版は、カテゴリーについてもチェックシートと同様の構成になっている。具体的には、子どもの育ちに欠かせないカテゴリーを次の4つの側面から捉えている（図4）。

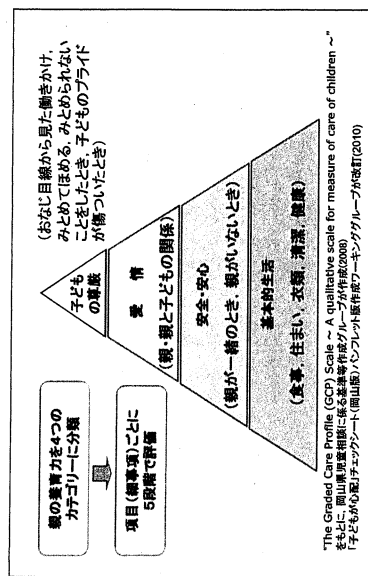


図4 カテゴリーの構成

6. 使用の目的

(1) 親の振り返り

パンフレット版は、親が自分の子育てを振り返る機会を提供することを通じて「自分の子育てが子どもの最善の利益を確保したのになっていないか」という気づきを促す。気づきを得ることは、子育てを子ども中心のものへと転換を図る大きなステップとなる。また、パンフレット版を使用する過程で結果を通じて、夫婦や子ども、祖父母や友人、関係者と一緒に話し合う機会を提供する。そうすることで、子育ての孤立化や悩みの抱え込みを防ぐという効果を発揮する。そのため、岡山県が作成した子育て支援リーフレットとも連動させている。

- ①基本的な生活：子どもの衣食住や衛生、健康など
- ②安全・安心：親と一緒にいるとき、不在のときの危険への対策や安全の確保など
- ③愛情：子どもとどのやりとり、気持ちのつながり、意見交流など
- ④子どもの尊厳：自分らしさが育まれるような関わり合いが持てているかなど
- 4つの視点はいずれも人間の自己実現のために満たされる必要があるカテゴリーである。そして各カテゴリーには質問があり、全体で29問設定されている。

対して具体的な支援を明らかにしていく。また、一定期間において使用することで、親の変化などの動きや支援効果を捉えることを可能とする。

もちろん、パンフレット版は、親の養育力の評価や子どもの状態を捉えることだけを目的として使用することも可能である。但し、パンフレット版は、「チェック」と捉えられがちであることから、そのような使用目的は、導入のタイミングの計りにくさや親の拒否や抵抗という反応を引き出す場合が多い。もし版に目的を達成することができても、必要な支援を具体的に考える段階で置く結果を招くであろう。それを避けるためにも、まず、親との関係づくりをし、しっかりと行い、アセスメントの目的を明確にし、予め使用のタイミングを決めておくことが望ましい。

7. 使用の方法

パンフレット版は、チェックシートと同様に、カテゴリーごとに設定されている具体的な質問について、親が関係者と対話しながら質問に答え、いき、一緒に評価する形で記入することを原則としている。質問は「2. 基本となる考え方」で示した考え方に沿って、AからEの5段階のスケールとなっており、該当する評価を一次チェック表に記入する。5段階という設定は、支援の際、親にとっても実現しやすい目標になることを想定しているからである。その際、評価では取まりきらない支援に必要な情報があれば、メモ欄に記録しておく。

次に一次チェック表に記入した評価を4つの側面のカテゴリーごとに集約して評価を行い、二次チェック表に記入する。そうすることで、子どもの育ちにとって不可欠と考えられるカテゴリーについて、どの程度配慮できているかを親自身が客観的に見ることを可能とする。そして最後にカテゴリーごとの評価をもとに「子育てひと言アドバイス」を参照し、今後の子育ての参考にする。

パンフレット版は、一定の期間において3回実施することにより、自分の子育ての変化を見ることが想定している。

III 活用の実態

1. チェックシートの新たな広がり

パンフレット版は、虐待予防の視点を内包した子育て支援に有効な新しいツールとして、岡山県内の新聞やラジオ、テレビなどのメディアで大きく取り上げられた。また、日本子ども家庭総合研究所の「愛育ねっと」で紹介されるなど、県内外に広く紹介されることになった。それに伴い、市町村はもとより、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、教育委員会、PTA、子育て支援を行っているNPO、子どもの権利を考えるNPOなど、子どもの育ちに携わる団体からの研修会の依頼が多く寄せられた。そして、それを引き受けるにあたっては、研修会終了後に感想を話し合う機会を設けるか、事後アンケートを実施することを条件に原則としてすべての要望に応じている。

子どもの育ちに携わる様々な団体からの研修会の依頼を受けて、チェックシートの普及を次の段階へと進めることが必要となった。次の段階の普及は、当初の普及の方法を探りながら、パンフレット版の見た目や手軽さではなく、そこに込められたワーキングで導き出した3つの視点を中心に理解してもらえようように努めた。そうすることで、子どもを育てる場面や子どもが育っていく場面のすべてにパンフレット版を広げることが目指した。そのことは、結果としてチェックシートの様々な活用方法を生むことに繋がっている。

2. 地域における活用

(1) グループワークによる活用例

ここでは、地域における活用として、パンフレット版を使用したグループワークによる活用を紹介する。紹介するグループワークは、A市（人口約36,000人/児童人口約5,000人）の教育委員会が、2011年（平成23年度）に、市内すべての幼稚園保護者を対象とした研修会で実施したものと、A市の取り組みを参考に、B市（人口約50,000人/児童人口約7,500人）の子育て支援当課と母子保健担当課が、2012年（平

各グループは6名から8名で構成され、それぞれに1名ずつファシリテーターが加わる方法で展開する。グループにはカタゴリのごとに模造紙へ拡大印刷されたパンフレット版が1組配布される。拡大印刷されたパンフレット版は、評価区分をわかりやすくするため、「できていない」「できていないことがある」「ほとんどできていない」の3段階へ修正しており、親が該当する段階へ後、グループ内で自分の子育てについて話し合う。それにより、立ち止まっている子育てを振り返り、日頃、関係性を気づけなかったか話す機会のない子育ての本音（悩みや体験など）を出し合いながら、親同志、親と幼稚園教諭や保育士がつながる機会を提供するのである。

参加した親が記入したアンケートを見ると「子どもと向き合うのは時間ではなく、質だと思った」「子どもと子どもの考えを認めて大事にしたい」など、子どもへの育ちのニーズを知る機会を提供し、「子どもにも合わせた食事作りをもっと努力しなければと感じました」「毎日、一回は褒めてあげられるようにしたいと思いました」など、具体的に実践できることをイメージしながら、子どもを優先することの大切さや、子どもへの育ちに必要なのや関わり方の質の大切さを再認識するといった効果をもたらしている。

例えば、このデータを一覧表に整理し、A市の親もネグレクトの事例も十分に気を配れていない質問を選んで、その対策を既存の子育て支援施設へ反映するという発想で考えてみたい。すると「基本的な生活」のカテゴリでは、栄養バランスや食材に十分気を配れていないことがわかるので、地産地消の観点から子どもに必要な栄養や安全な食食材などに関する情報を発信などの対策を講じる。また「安全・安心」のカテゴリでは、就学前後で危険に関する気づきや対策に差が生じており、特に第一子が就学するときょうだい兄弟が就学前であって同様の状態を招いていることがわかる。特にネグレクトの事例は、意識に加えて親の不在時



調査は、岡山県内27市町村（岡山市を含む）の子

市町村における活用方法で2番目に多かったのが、個別事例への活用である。対象としている個別事例は、虐待やネグレクトの子どものもとより、D V被害者の同伴児童からぐ犯の子どもまで幅広くある。そうした背景には、自分が行っている支援が子どもを中心とした視点に沿っているかを担当者自身が自己点検したといっている。ユニークな事例は、チャット版の使用は、チャットシートを参考にしながらパソコン版を使用して行われているこ

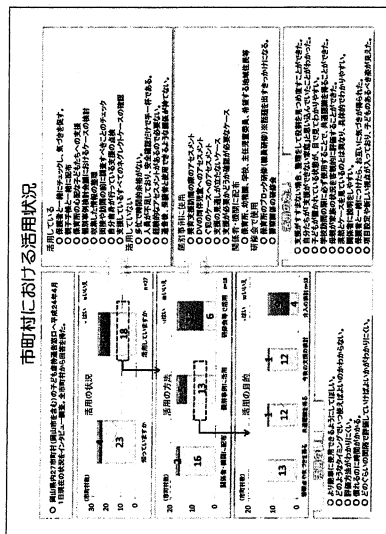


図6 市町村における活用状況

ともわかった。

また、個別事例へ活用を中心となって展開しているのは保健師であることもわかった。保健師の多くは、アセスメントの使用そのものに慣れていることも大きな要因だと考えられる。保健師からは「家庭訪問を通じて親と一緒に取り組むと効果的である」という声が多く寄せられた。例えば、「質問内容をわかりやすく咀嚼して、母親自身で振り返ることができるよう文章を変更し、別途作成したものを使用する」「目標を「ストープの片づけを頑張ってみる」「発熱したら病院に行く」など具体的なことで設定

し、マックス2つまでとすると」など、保健師はチェックシートを多様な方法で使用している。

そして市町村における活用方法で3番目に多かったのが研修会等での使用である。中でも警察関係の研修会で紹介している自治体もあり、興味深い結果となっている。

(2) 児童相談所における活用

児童相談所における活用状況は、図7のとおりである。

調査は、児童福祉司26名（平成24年）4月1日現在のうち、課長、児童相談所以外の部署から

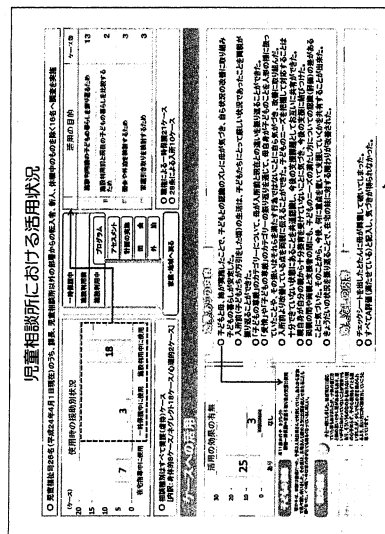


図7 児童相談所における活用状況

の記入者、新人、休職中のものを除く16名へインタビュー方式により実施している。チェックシートを開発してから約5年の間に、児童相談所は団体の世代的多量退職により、急激な世代交代が進んでいることから、16名の職員に調査をすることとなった。

その結果、実際にパンフレット版を中心にチェックシートを活用した事例が28件報告された。報告されたすべてが虐待事例であり、種別内訳は身体的虐待が8件、ネグレクトが18件、心理的虐待が2件となっている。また、28件中21件が施設を利用している子どもの親への親への使用となっている。さらに、その事例のうち、児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号）第33条第1項の職権による一時保護を実施した事例が21件、法第28条手続きによって入所している事例が10件となっている。

活用目的は、「（親子支援プログラムに組み込む）子どもや親と一緒に施設利用前の子どもの暮らしを振り返るため」が、21件中13件となっている。活用の効果については、28件中「あり」が25件を占めており、「入所前より改善している点」を両親に伝えることができた。子どものニーズを把握して対応することは十分できていない状態にあることを共通認識し、今後の支援課題としてお互いに共有ができた。「両親の間や両親と支援者の間にも、子どものニーズの満たし方についての認識（評価）の差があることに気づいた。そのことから、今後、何に重点を置いて支援していくかを共有することが出来た」「きょうだいの状況を振り返ることで、在宅の妹に対する関わりが改善された」などの内容が報告されている。

4. 活用する人や機関の持つ強みを明らかにする
地域や専門職によるチェックシートやパンフレット版の活用状況をみると、使用過程や評価を支援に結びつけることができるのであれば、使いやすいた実施するなど、多様な使用方法も可能としていることがわかった。また、パンフレット版は、それぞれが暮らすステーションで子どもや親への支援に求められている役割に応じた形で広がっており、活用す

る人や機関の持つ強みと結びつき、それを明らかにするツールともなっていることもわかった。

おわりに

現在、チェックシートはパンフレット版を中心として、親子手帳と一緒に配布される、幼稚園や小学校の全校生徒に配布される、地域のイベントで配布される、図書館やスタジアムで自由に手に取れるように設置されるなど、行政からの働きかけがなくとも、独自に広がりを見せ始めている。さらには、携帯電話の契約を行う企業が、子ども用の携帯電話を契約する親向けに配布をする、国際交流協会が県内に暮らす外国人の親子に対して子育て支援事業を通じて配布するなどの展開も見せており、その勢いは岡山県を超えて広がっている。県では、そうした広がりを出来る限り取り組むことを継続している。そのことは、県内外の子どもの暮らしの支援者や専門職との対話の機会を増やし、福祉という枠を超えた新しい発見や気づきをもたらしている。また、対話の機会を通じて、パンフレット版は、行政が子育てのあるべき姿を示したのではないことや親の子育てを評価することを目的として作成したものでなく、子どもと親や両親、親と関係者が一緒に活用することを通じて関係性を深め、「子ども中心」社会をみながら構築していくための手立ての一つであることを丁寧に説明し、理解と賛同を得始めている。行政機関が子どもたちの無事なる魂に報い、施策と実践をより良いものにしていくためには、こうしたささやかだが真剣な取り組みを積み重ねることが大切であることを実感している。

これから

現在、岡山県では、「子ども中心」社会を構築していく新しい手立てとして、岡山版のアセスメントシステム「子どもたちのための総合情報システム」以下、「システム」という。）を開発し、その有機的な活用方法について模索を続けている。このシステムは、様々なアセスメントツールで構成された英国のアセスメ

■ 要綱報告 ■

ントシステムを英国政府の許可を得て翻訳し、県の児童相談所における相談支援の流れに組み替えて開発したものである。そして、システムを有機的に活用するためには、現在も児童相談所の支援の根底に脈々と流れている戦後の県の児童福祉の黎明期の志を融合させることが必要と考え、2012年（平成24年）には管理職を中心とした委員により構成された「人材育成に係るアークライブ活用検討委員会」を設置し、学びの機会を持つなどの取り組みを続けている。

今後、システムを有機的な活用方法を見出すことができ、「子ども中心」社会を構築していくための新しい手立ての一つとして軌道に乗れば、こうした取り組みについても報告したいと考えている。

（注1）2003年（平成15年度）岡山県の児童相談所における虐待対応件数に占めるネグレクトの割合が52%となり、身体的虐待を超えている。以降、その状態は継続しており、2010年（平成22年度）には虐待対応件数全体の69.2%を占めるまでに至っている。その件数を子ども1万人当たりの割合に換算すると、都道府県で最も高いという結果となっている（佐藤2012）。

（注2）「子どもが心配」要支援モデル」-地域から市町村、児童相談所、児童養護施設等の各支援段階において「子どもの最善の利益確保」という観点で、関係者や関係機関が一貫した重層的な支援を行うことを図示したものである。このモデルは、岡山県が作成した「要支援レベルと必要となる支援の目安」と連動している。「要支援レベルと必要となる支援の目安」は、虐待かどうかを判断する重症度などに比べ、心配の段階から緊急介入を要する段階まで、支援の必要性を軸に設定しており、多機関の協働とその推進を可能とすることを目的に作成している。

（注3）「基本となる考え方」-チェックシートを使用する上でもっとも大切な考え方を図示したものである。子どもを中心とした子育てを親が一方的にするのではなく、子どもと対話しながら実践することで、子どもは自ら育つという考え方も盛り込まれている。

参考文献

- 1) 愛育なっと（2011）。「行政等の取り組み事例 子どもたちの育ちを支援する「子どもが心配」チェックシート（岡山版）」2011年6月1日発表 日本子ども家庭総合研究所。
Homepage(http://www.aikunet.jp/practice/government_exampl/141.html)
- 2) 岡山県（2013）。「子どもの健やかな育ちを願うあなただけひとりで悩んでないで相談してね。」-」
- 3) 岡山県福祉相談センター、岡山県中央児童相談所、岡山県倉敷児童相談所、岡山県津山児童相談所（2011）『岡山県子ども福祉実践研究集録-第1集-』
- 4) 岡山県福祉相談センター、岡山県中央児童相談所、岡山県倉敷児童相談所、岡山県津山児童相談所、岡山県立成徳学校（2013）『岡山県子ども福祉実践研究集録-第2集-』
- 5) 岡山県福祉相談センター、岡山県中央児童相談所、岡山県倉敷児童相談所、岡山県津山児童相談所、岡山県立成徳学校（2013）『岡山県子ども福祉実践研究集録-第1集-第1集-1948～1954 児童相談所の黎明期から確立期』
- 6) Dr. Om. Prakash. Srivastava(1995). "The Graded Care Profile (GCP) Scale～A qualitative scale for measure of care of children ～", Luton safeguarding children board.
- 7) 神奈川県立総合療育センター、神奈川県児童相談所（2012）、「配要 Vol.13 2012」 8-15.
- 8) 厚生労働省（2012）平成24年度全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議資料（平成24年7月26日開催） 395-428.
- 9) 児童自立支援計画研究会編（2006）。「子ども・家族への支援計画を立てるために-子ども自立支援計画ガイドライン-」516-518.
- 10) 大盛昌（2013）「人と人をつなぐきかけ作り-「子どもが心配チェックシート」を活用した学習会-」『福祉おかやま』（日本ソーシャルワーカー協会岡山支部、岡山ソーシャルワーカー協会）. 福祉おかやま 第30号、26-32.
- 11) 福 知栄子、梅野潤子、薬師寺真、三宅尚美（2012）。「子どもを中心としたニーズアセスメントを地域で実践するために-岡山県「子どもたちのための総合情報アセスメントシステム」を事例として-」『中国学園紀要』第11号、155-162.
- 12) 藤原武男、佐藤拓代 他（2012）。「児童虐待の発生と重症化に関する個人の要因と社会的要因についての研究」平成24年度厚生労働科学研究（政策科学推進研究事業）
- 13) 薬師寺真、三宅尚美、水島真寿美、福知栄子（2010）「「子どもが心配」チェックシート（岡山版）の意義とその活用について」『第16回岡山県保健福祉学会（おかやま保健福祉研究）』30-31.

1. 拠点名称について

全国で 6,800 ヶ所程度実施されている子ども・子育て支援新制度に位置づけられた地域子ども・子育て支援事業の一つである「地域子育て支援拠点事業」と名称がかなり似ていると思いますので、名称についてご検討いただければ幸いです。

地域子育て支援拠点事業は、公共施設、保育所、児童館、商店街の空き店舗等を活用し、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施。NPO など多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て当事者による支え合いにより、地域の子育て力の向上に寄与している。

4 つの基本事業

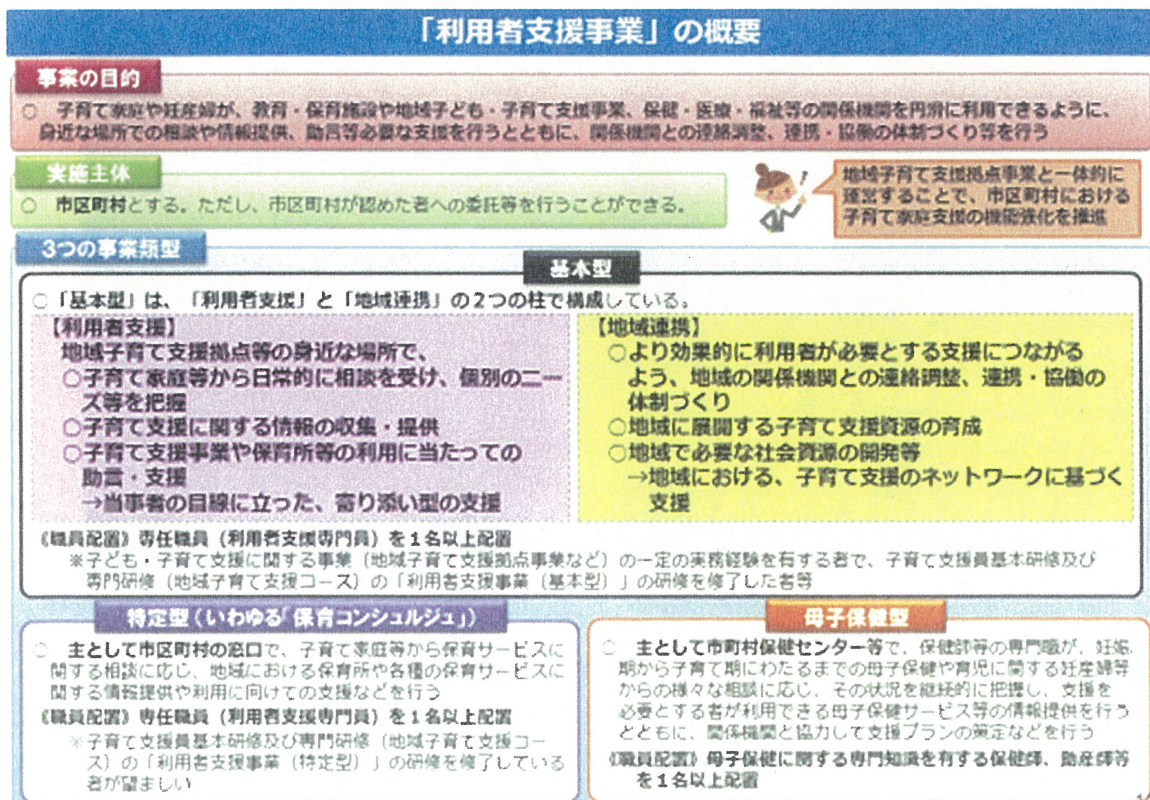
- ・子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ・子育て等に関する相談、援助の実施
- ・地域の子育て関連情報の提供
- ・子育て及び子育て支援意に関する講習等の実施

2. 利用者支援事業との関係の整理について

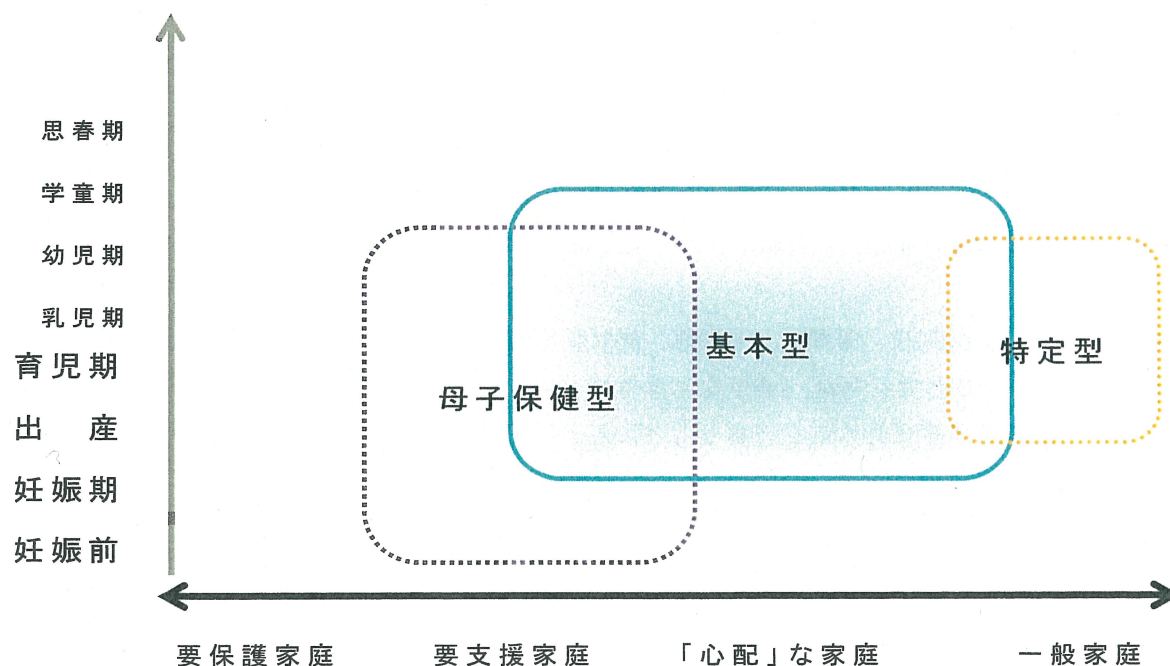
子ども・子育て支援新制度で新たに法定化された「利用者支援事業」との整理も必要かと思われます。

利用者支援事業（子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号）

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業



利用者支援事業の対象と類型



基本型と母子保健型の関係

テキスト
P30～31

子育て世代包括支援センター(ワンストップ拠点)
基本型・母子保健型を機能として**一体的に実施**

基本型

- ・当事者目線で、子育て家庭の個別ニーズの把握
- ・施設や事業等の利用につなぐ

母子保健型

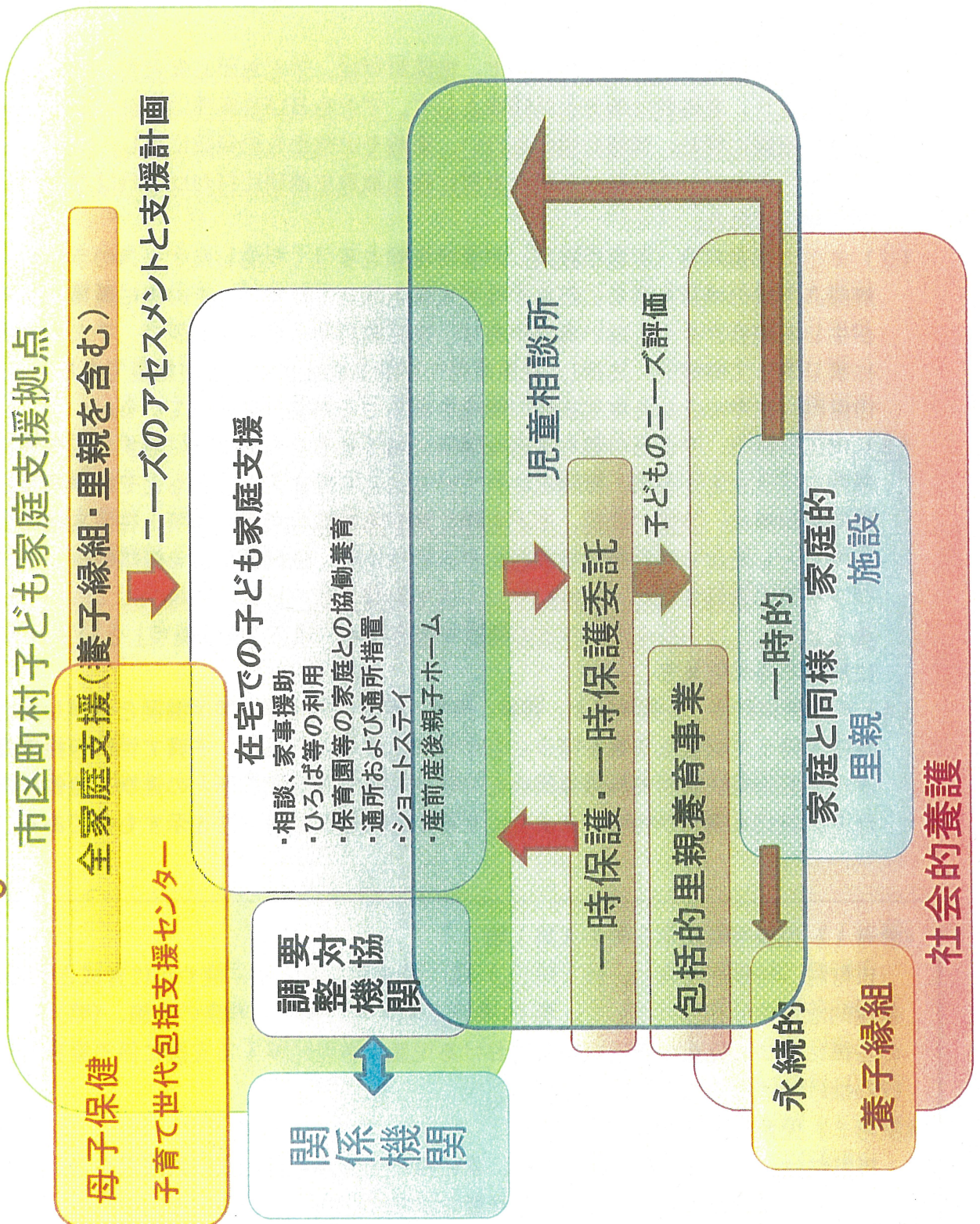
保健師や助産師等の専門性を活かして母子保健を中心としたネットワークにつなぐ

実施パターン

- 両類型を同一施設で一体的に実施
- 両類型を異なる施設で一体的に実施
- 基本型+他の自治体の母子保健型と連携
- 母子保健型+他の自治体の基本型との連携や子育て支援機能の充実

自立支援・アフタケア

社会的養育全体のイメージ図



「地域子ども家庭支援拠点」(仮) 運営指針 (案)

1. 趣旨・目的

- (1) 今般の児童福祉法等改正において、市区町村は、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その他の必要な支援に係る業務を適切に行わなければならないことが明確化された。
- (2) また、都道府県（児童相談所）が虐待相談を受けて対応したケースのうち多くは、施設入所等の措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない実態があり、市区町村が、身近な場所で、子どもや保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止することが重要であることから、市区町村を中心とした在宅支援の強化を図ることが盛り込まれている。
- (3) 市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援のケースを中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク等の業務を行い、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくコミュニティ・ソーシャルワークの機能を担う拠点（以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。
- (4) 本運営指針は、支援拠点が、福祉、保健・医療、教育等の関係機関と連携しながら、責任を持って必要な支援を行うことを明確化するとともに、子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会との関係整理や児童相談所との連携、協働のあり方など、適切な運営が行われるようにするための基本的考え方を示すものである。

《参考1》児童福祉法第3条の3第1項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、児童が心身ともに健やかに育成されるよう、基礎的な地方公共団体として、第10条第1項各号に掲げる業務の実施、（略）その他この法律に基づく児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援に係る業務を適切に行わなければならない。

《参考2》児童福祉法第10条第1項

市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。
- 二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ずること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

2. 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が認めた社会福祉法人等に業務の一部を委託することができる。

その際、市区町村は、支援内容の役割分担や個人情報の取扱いなどについて、支援拠点に係る条例や規則等で定め、委託先の社会福祉法人等が適切に業務を行うことができるよう援助する必要がある。さらに、委託先が行った業務の結果の把握と管理など、業務を適正に行う責任は市区町村にあるため、委託先や関係機関との顔の見える、切れ目のない連携、構築を行う必要がある。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村において、複数の自治体が共同で設置することもできる。

3. 対 象

市区町村（支援拠点）は、コミュニティ・ソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

またなかでも、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、特に強化しなければならない、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした、4（2）の業務について重点的に行う強化を図る必要がある。

《参考》要支援児童、要保護児童及び特定妊婦の法律上の定義

【児童福祉法第6条の3第5項及び第8項】

○要支援児童

- ・保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）

○要保護児童

- ・保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

○特定妊婦

- ・出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

4. 業務内容

（1）子ども家庭支援全般に係る業務

① 実情の把握

子どもとその家庭及び妊産婦等（保育所、幼稚園等に在籍していない乳幼児を含む。）に関し、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問の結果やその後の乳幼児健診や予防接種の受診状況等を基に検討された母子保健事業に基づく状況、親子関係、夫婦関係、きょうだい関係、家庭の環境及び経済状況、養育者の心身の状態、子どもの特性などの養育環境全般について、家庭全体の問題として捉え、関係機関等から必要な情報を収集するとともに、インフォーマルなリソースも含めた地域全体の社会資源の情報等の実情の把握を行う。

② 情報の提供

子どもとその家庭及び妊産婦等に関し、当該子ども等の状況に応じて、把握した内容について関係機関等に必要な情報の提供を行う。

③ 相談対応

子どもとその家庭及び妊産婦等や関係機関等から、一般子育てに関する相談から養育困難な状況や児童虐待等に関する相談まで子ども等に関する相談全般に応じる。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 25 条に基づく要保護児童を発見した者からの通告及び児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）第 6 条第 1 項に基づく児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者からの通告を受け、その場合には、必要に応じ関係機関の協力を得つつ、当該子どもとの面会その他の当該子どもの安全の確認を行うための措置等を講ずる。

さらに、児童福祉法第 21 条の 10 の 5 第 1 項に基づく要支援児童及び要保護児童等と思われる者を把握した関係機関等からの情報の提供を受け、その場合には、関係機関と連携して、必要な支援等を行う。

④ 総合調整

個々のニーズ、家庭の状況等に応じて最善の方法で課題解決が図られるよう、支援を行うとともに、関係機関等と緊密に連携し、地域における子育て支援の様々な社会資源を活用して、適切な支援に有機的につないでいくため、支援内容やサービスの調整を行い、包括的な支援に結び付けていく適切な援助を行う。

特に、要支援児童及び要保護児童等に関しては、支援拠点が中核となって必要な支援を行うとともに、関係機関でサービスを分担する際には、責任を明確にして、円滑なサービス提供を行う。

（2）重点的に行う必要がある要支援児童等・要保護児童への支援業務

1）危機判断と対応

要保護児童としての通告や要支援児童等としての関係機関からの情報提供があった場合、もしくは何らかの形で要保護児童・要支援児童等に関する認識を得た場合には、以下の手順で危機判断を行う

① 情報源からの詳細な聞き取り

通告もしくは情報提供があった場合は詳細に聞き取って、危機判断に資する。

② 安全確認

できるだけ速やかに、関係機関と連携ながら、当該児童や妊婦に会う等を行って、子どもや妊婦の安全を確認する。

③ 危機判断

下記の「調査」を行いつつも、限られた情報の中でもリスクが高いかどうか常に注意して危機判断をおこなう。

④ 危機対応

児童に関し、危機状態である可能性が高いと判断したら、速やかに児童相談所と連携して、児童相談所への送致とすることを含めて、危機対応を行う。また、自殺企図や胎児虐待を行っている妊婦などの場合は、精神保健部門などの関係機関と連携しながら危機対応を行う。

2) ニーズに合わせた支援

① 調 査

要支援児童及び要保護児童等に関し、関係機関等に協力を求めと連携して、家庭の生活状況や虐待の得られた情報に関する事実把握を行う。そのうえで、要支援または要保護児童等と考えられる児童等とその家族に関しては、家族とそのサポートシステムの状況、子どもの状況、親の状況、親子関係、地域との関係等に関する情報、要支援・要保護に至った経緯の把握等々の必要な調査を行う。

② アセスメント

上記の調査によって得られた情報をもとに、家庭、子ども、親、親子関係、地域との関係、サポートの状況などの評価を行い、要支援児童及び要保護児童等に関し、養育環境全般についての必要な実情の把握や関係機関等から必要な情報の収集、調査を行った上で、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）の個別ケース検討会議を開催し、情報を共有するとともに、主訴や症状も含めた現在の状況の背景にある本質的な問題を理解し、ニーズやリスクを的確に把握して、支援計画に資する総合的アセスメントを行う支援対象となる様々な課題を緊急性や困難度を踏まえて分析し、総合的な判断を行う。必要に応じて要保護児童対策地域協議会のメンバーとの共有を行う。

③ 支援計画の作成等

必要に応じて要支援児童及び要保護児童等に関し、関係機関等と連携して、アセスメントで明確化されたニーズやリスクに対しての支援目標を設定し、可能な限り保護者及び子どもの意見や参加を求め、支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。

また、④の支援及び指導等を行いながら、必要に応じて、定期的にその支援計画の見直しを行う。

④ 支援及び指導等

支援計画に基づき、子どもや保護者等に電話、面接等の適切な方法による助言指導や継続的な支援が必要な場合には、関係機関と役割分担を行い、通所、訪問等の方法による継続的なソーシャルワークやカウンセリング等を行う。

また、必要に応じて、関係機関と協議、調整した上で、要支援児童及び要保護児童等への在宅支援サービス（養育支援訪問事業、ショートステイ事業、保育所、一

時預かり事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）等の提供や身近で利用しやすい社会資源（NPO等の民間資源を含む。）を活用して効果的な在宅支援を行う。

さらに、相談対応から支援及び指導等に至る一連の援助過程が理解でき、継続的に支援できるよう、要支援児童及び要保護児童等に関する援助経過や関係機関間の情報のやり取りなどの記録を作成し、管理・保管する。

- ⑤ 都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導支援児童福祉法第26条第1項第2号及び同法第27条第1項第2号に基づき、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導（以下「市区町村指導」という。）は、支援を適切に受け入れられない親などに対して、児童相談所の措置という行政処置を背景に行われる支援である。従って、行政処分を行っている主体である児童相談所と常に協働して、支援を行う必要がある。子どもや保護者の置かれた状況、地理的要件や過去の相談経緯等から、子どもの身近な場所において、子育て支援事業を活用するなどして、継続的に寄り添った支援が適当と考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、児童相談所の責任の下で行うものであり、都道府県（児童相談所）から委託を受けた市区町村では、以下の事項に留意して市区町村指導を実施する。

ア 市区町村は、都道府県（児童相談所）の行う行政処分である児童福祉司指導という枠組みの中で、から指導委託を受けて、家庭訪問支援、家事援助、通所支援などを行う。児童相談所と情報を共有し、協働して支援計画を立てる。指導について参考となる事項を詳細に把握するとともに、必要に応じて児童相談所や連携、協力を通じた市区町村の関係者の専門的な知見からの助言を受けるなど、市区町村において適切な指導が実施できるよう努める。

イ 市区町村は支援を行うにあたっては頻回に児童相談所と情報を共有し、その有効性を判断する。行政処分の徹底を図る必要がある時には、児童相談所が当該家庭に支援が必要であるという理解を促す処置をとれるように協議を行う。

ウ 支援の結果、が当該措置の解除又は変更を適当と認めた場合には、児童相談所が当該措置の解除又は変更を決定する前に、と協議を行い、児童相談所の措置解除や変更を促す。速やかに都道府県（児童相談所長）にその旨意見を述べる。

ウ 市区町村は、都道府県（児童相談所）に対して、指導の経過報告を行うとともに、必要な指示、援助等を受ける等、都道府県（児童相談所）と連携を十分に図る。

（3）関係機関との連絡調整

協議会の対象ケースに関しては、進行管理を行う会議など実務者会議等を通じて、要支援児童及び要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議等を行う協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。

1 支援拠点の機能について

① 名称について

- ・「地域子ども家庭支援拠点」を「市区町村子ども家庭支援拠点」とする。
- ・理由：「地域」は幅広い概念だが、印象として市町村より小さなエリアが思い浮かぶ。「市区町村」を冠することにより、明確に「市区町村の拠点」であることが示される。個々には「〇〇市区町村家庭支援拠点」と簡単に固有名詞化することができ、分かりやすい。

② 4（1）①実情の把握について

- ・冒頭部分を「市区町村内に所在するすべての子どもとその家庭及び…」とする。また、末尾部分を「実情の把握を常に継続的に行う」とする。
- ・理由：管内に存在するすべての子ども家庭等の状況を網羅的にかつ継続的に把握するよう努める姿勢を明確にする。

③ 4（1）③相談対応について

- ・児童相談所からの「送致」を受けて行う対応に関する記述を追加する。
- ・理由：児童相談所からの「送致」受理対応の記述が漏れている。

2 共通アセスメントツールについて

① 地方現場からの率直な感想

- ・シート例（案）は現場では全然使えない。期待外れ。
- ・「例」だとしても、「ツール」の役を果たさない。
- ・シート枚数が多すぎ、使い勝手が悪い。
- ・指標が示されているだけで、基準がない（「目盛りのない物差し」？）。
- ・市町村と児童相談所の役割分担（相互送致）の基準となるツールを期待していたが、これでは何も示されていないに等しい。
- ・結局は、自分の地域で工夫するしかない。

② アセスメントツールに関する私見

- ・虐待対応におけるアセスメントには少なくとも2つ（「初期アセスメント」と「総合アセスメント」）があり、区別する必要。

- ・「初期アセスメント」は、まさに初期段階での限られた情報の中でまずは子どもの安全確保の観点から当面の緊急一時保護の要否を中心とした重症度・緊急度等の判断（一次アセスメント）。「総合アセスメント」は、その後、調査が一段落した段階で虐待未然防止のための総合的家族支援に結びつける子どもと家族の抱えるリスク等の総合的な評価（二次アセスメント）。
- ・「1. 作成の必要性」にあるように、今回議論されている共通アセスメントツールの目的は、まずは「初期対応」における市町村と児童相談所との間の漏れをなくすための「初期評価」に役立つべきものとする。
- ・この点で、シート（案）は「総合アセスメント」として用いるには一定の参考になるが、「初期アセスメント」には間に合わない。
- ・現場実践において、より初期段階で市町村と児童相談所との間で適切に役割分担や相互送致が行われるためには、より簡易な判断基準を市町村と児童相談所の間で級友することが求められているのではないかと。

③ 大分県での参考例

- ・別紙参照。
- ・現在、児童相談所が市町村と個別に協議を行っている段階の一案であり、あくまで参考として資料提供するもの。

3 支援方策（ガイドライン）について

① 市区町村と児童相談所との役割分担の基本的考え方について

- ・市区町村と児童相談所とは、適切に役割分担・連携を図りつつも、常に協働して支援を行うことを基本とすべきである。（役割分担が先ではなく、まず協働が先であるべき。）
- ・この点で、当たり前のことだが、まず市区町村は、管内のすべての子ども・家庭に対して責任を持って対応すべきことを明記してもらいたい。たまたま最初に児童相談所が受けたケースであるからといって、それはすべて最初から最後まで児童相談所で対応すべきというようなことがあってはならない。（児童相談所も同じであり、市区町村と児童相談所が、どの子ども・家庭に対しても責任を共有し合ことが大事と考える。）
- ・その上で、市区町村と児童相談所の役割分担・連携・協働の具体的なあり方については個別に十分に協議して取り決めておくことが肝要であるが、児童相談所から市町村への送致も制度化されると、お互いの協議が整わない場合には「送致合戦」が起こることも考えられる。

- ・これを避けるために、現行「援助指針」(P 8)では。「自ら対応することが困難であると市町村が判断したケースについては、都道府県(児童相談所)が中心となって対応することを基本に」と定められている。
- ・この規定をどうするかであるが、私見では、この考え方を今後に残すのが適当と考える。
- ・具体的には、「市区町村から児童相談所への送致」については児童相談所はこれを拒めず、逆に「児童相談所から市区町村への送致」については市区町村との協議が整わない限り強制できない趣旨とするのが適当と考える。

以上

児童虐待対応 児相と市町村の役割分担に係る「虐待重症度判断基準表」(案)

2016年11月30日

最重度	児童相談所対応 児童相談所において安全確保を第一に緊急一時保護を後援(警察との連携も)	児童相談所対応 児童相談所において安全確保を第一に緊急一時保護を後援(警察との連携も)	児童相談所対応 児童相談所において安全確保を第一に緊急一時保護を後援(警察との連携も)
重度 分離保護が必要	児童相談所が主に対応 児童相談所主体の関係機関連携による支援(状況により一時保護も)	子どもに重篤な被害が生じている 子ども自身が保護を求めている 子どもの生命に危険が「ありうる」「危惧される」 今すぐ生命の危険はないが子どもに被害が生じ、又は被害が生じる恐れがある	・致死的な外傷(内臓破裂、頭蓋骨骨折、SBS、重症火傷など) ・重度のネグレクト(栄養失調、衰弱、脱水症状、医療放棄など) ・性的虐待(疑い)(性交、性的行為の強要、妊娠、性器を触る、性感染症罹患など) ・子どもの帰宅拒否等が頻りで理由が相応 ・子どもの保護者への拒否感、おそれ、おびえ、不安が強い ・生命に危険な行為(頭部打撃、顔面攻撃、首締めなど)があり、繰り返される可能性が高い ・治療を必要とするほどの外傷(骨折、顔面の外傷、火傷など)がある ・乳幼児の保護者が自己制御がきかないことを訴える ・保護者が親子心中(自殺企図)、子どもの殺害を考えている ・乳児を長時間、大人の監督もなく家に放置 ・慢性的にあざができるような暴力を受けている ・保護者に慢性的な精神疾患があり、子ども(乳幼児)の世話ができていない ・幼児を長時間、大人の監督もなく家に放置 ・長期にわたり世話が不十分だったり、保護者が関わっていない ・家から出してもらえない(子どもの意に反して登校(園)させてもらえない) ・過去に、一時保護歴、施設入所歴、きょうだいへの虐待歴がある ・近隣住民が気になるほどの子どもの泣き声や保護者の怒鳴り声(泣き声通告・怒鳴り声通告) ・子どもに対する保護者の拒否感が強い ・保護者に虐待の自覚、認識がない ・DVがあったり夫婦関係が険悪で子どもに影響している(警察からの法第25条によるDV目撃通告、情報提供書による通告) ・食事に困るくらい経済的に困窮している ・保護者が精神的に不安定で判断力が低下している ・特定妊婦 ・外傷が残るほどではない暴力を受けている ・子どもに健康問題を起こすほどではないが、養育を時に放棄している ・子どもを叩いてしまったり、世話をしなくないと保護者が訴える
中度 在宅支援	市町村が主に対応 市町村主体の関係機関連携による支援(児童相談所は後方支援)	長期的には子どもの心身の成長に重要な影響が生じると危惧される 保護者自身の問題があったり、養育環境が不適切であり、自然の経過では改善の見込みが少ない	
軽度 在宅支援	市町村対応 市町村での子育て支援、地域での定期的な見守り	実際に虐待があるが、一定の制御があり、一時的なものと考えられる 実際に虐待はないが、今後虐待につながる可能性がある	

第5回 市区町村の支援業務のあり方に関する検討 WG	資料 6 追加資料
平成 28 年 12 月 21 日	

12月21日の会議に向けての意見

加藤曜子(流通科学大学)

以下赤色の追加をお願いします。

p3 (2) 重点に行う必要がある業務

② アセスメント

要保護児童対策地域協議会調整機関は、「要保護児童及び要保護児童等に関し、養育環境全般についての必要な実情の把握や関係機関からの収集、調査を行った上で、必要に応じて、要対協の個別ケース検討会議を開催し……」

p4 ④ 支援及び指導等

さらに、相談対応から支援及び指導等に至る一連の援助家庭が理解でき、継続的に支援できるよう、要対協調整機関は、要支援児童及び要保護児童等に関する援助経過や関係機関間の情報のやり取りなどの記録を作成し、管理・保管する。

p4. ⑤ 都道府県(児童相談所)による指導措置の委託をうけて市町村が行う指導

イ また市町村が当該措置の解除または変更が適当と認めた場合は、児童相談所が当該措置の解除又は変更を決定する前に、速やかに都道府県(児童相談所長)にその旨を述べる。

要対協事例として進行管理をしているので、必要なら協議をしているはずですが。

p5 (3)関係機関の連絡調整

協議会の対象ケースに関しては(ここで初めて要対協ケースが登場)、進行管理を行う会議など実務者会議を通じて要支援児童及び要保護児童等に関する情報の交換(および共有)や支援内容の協議等を行う協議会を構成する関係機関等との連絡調整を密に行う。

(4)① 児童相談所が一時保護又は施設入所等の措置を解除した後の子ども等が、新しい生活環境の下で安定した生活を継続していくために、支援拠点は、必要に応じて、協議会活用(実務者会議や個別ケース検討会議検討のち)により子どもや家族からの相談や定期的な訪問を行うなどのアフターケアを行う。

養子縁組制度がでてきますが、養子縁組の情報は入るのでしょうか？

p7

「子育て世代包括支援センターの機能と一体的に支援を実施」

要対協事例となれば、母子保健は当然協働して支援しますので、わかりにくくなります。

標準型(p10中規模?)

